

別 冊

# 多久市地域防災計画

## 第3編 地震対策

令和 6 年 6 月  
多久市防災会議

# 目 次

## 第3編 地震対策

### 第1章 総則

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 第1節 | 計画の目的           | 1  |
| 第2節 | 地震に関する本市の特性     | 1  |
| 第3節 | 被害想定            | 6  |
| 第4節 | 地震災害に関する調査研究の推進 | 23 |

### 第2章 災害予防対策計画

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 第1節 | 安全・安心な市土づくり               | 24 |
| 第2節 | 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 | 36 |
| 第3節 | 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画       | 58 |
| 第4節 | 市民等の防災活動の推進               | 59 |
| 第5節 | 技術者の育成・確保                 | 66 |
| 第6節 | 孤立防止対策計画                  | 67 |

### 第3章 災害応急対策計画

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 第1節  | 活動体制                  | 68  |
| 第2節  | 地震の情報伝達               | 73  |
| 第3節  | 災害情報の収集・連絡、報告         | 79  |
| 第4節  | 労務確保計画                | 82  |
| 第5節  | 従事命令及び協力命令            | 83  |
| 第6節  | 自衛隊災害派遣計画             | 83  |
| 第7節  | 応援協力体制                | 84  |
| 第8節  | 通信計画                  | 86  |
| 第9節  | 救助活動計画                | 88  |
| 第10節 | 保健医療福祉活動計画            | 91  |
| 第11節 | 消防活動計画                | 94  |
| 第12節 | 惨事ストレス対策              | 97  |
| 第13節 | 水防活動と二次災害の防止活動        | 98  |
| 第14節 | 避難計画                  | 99  |
| 第15節 | 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動    | 103 |
| 第16節 | 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画  | 104 |
| 第17節 | 交通及び輸送対策計画            | 105 |
| 第18節 | 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画   | 110 |
| 第19節 | 広報、被災者相談計画            | 112 |
| 第20節 | 文教対策計画                | 117 |
| 第21節 | 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止計画 | 119 |

|      |                       |       |
|------|-----------------------|-------|
| 第22節 | ライフライン等公益施設の応急復旧計画    | 1 2 1 |
| 第23節 | 災害対策用機材、復旧資材の調達       | 1 2 5 |
| 第24節 | 福祉サービスの提供計画           | 1 2 6 |
| 第25節 | ボランティアの活動対策計画         | 1 2 8 |
| 第26節 | 外国人対策                 | 1 2 8 |
| 第27節 | 帰宅困難者対策               | 1 2 8 |
| 第28節 | 義援物資、義援金対策計画          | 1 2 9 |
| 第29節 | 災害救助法の適用              | 1 3 0 |
| 第30節 | 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬    | 1 3 0 |
| 第31節 | 廃棄物の処理計画              | 1 3 1 |
| 第32節 | 防疫計画                  | 1 3 4 |
| 第33節 | 保健衛生計画                | 1 3 5 |
| 第34節 | 動物の管理、飼料の確保等計画        | 1 3 6 |
| 第35節 | 危険物等の保安計画             | 1 3 8 |
| 第36節 | 石油等の大量流出の防除対策計画       | 1 4 1 |
| 第37節 | 応急金融対策                | 1 4 1 |
| 第38節 | 孤立地域対策活動              | 1 4 1 |
| 第39節 | 生活再建計画                | 1 4 2 |
| 第40節 | 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール | 1 4 2 |

## 第4章 災害復旧・復興計画

|     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| 第1節 | 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 | 1 4 3 |
| 第2節 | 被災者の生活再建等への支援            | 1 4 4 |
| 第3節 | 地域の経済復興の推進               | 1 4 6 |



# 第3編 地震対策

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多久市防災会議が作成する多久市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害に対処する総合的な計画であり、市、佐賀広域消防局多久消防署（以下「消防署」という。）、小城警察署（以下「警察署」という。）、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに自主防災組織及び市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土及び市民の生命、身体及び財産を地震被害から保護し、軽減することを目的とする。

### 第2節 地震に関する本市の特性

#### 第1項 本市の地形、特性

本市は、四方を山に囲まれた盆地であり、わずかに東南に開けて佐賀平野につらなっている。周囲の山は、天山、船山、八幡岳のほか、南に徳蓮岳、鬼の鼻山、両子山が連なり、丘陵台地をなしている。これらの諸山から源を発する河川は、市の中央部を東西に貫く牛津川を主流として、南北より草木原川、板屋川、向谷川、中通川、今出川、石原川、別府川の諸河川が合流して、東多久町納所をとり、小城市牛津町を経て六角川にそそいでいる。水田は、これらの河川を中心とした平坦地帯に発展しているが灌漑用水に便利な山間部では狭小な棚田も多くある。山なみが急峻で花崗岩系の土性であるため、雨期には、流水が一挙に増加し水害を引き起こし、南多久町及び東多久町の牛津川沿岸では、冠水の常習地帯となっている。

#### 第2項 本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

市内には、牛津川、今出川、中通川の周辺に軟弱な沖積層が分布しており、この地域で地震が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。また軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることがわかっている。

#### 第3項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地

質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

#### ■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

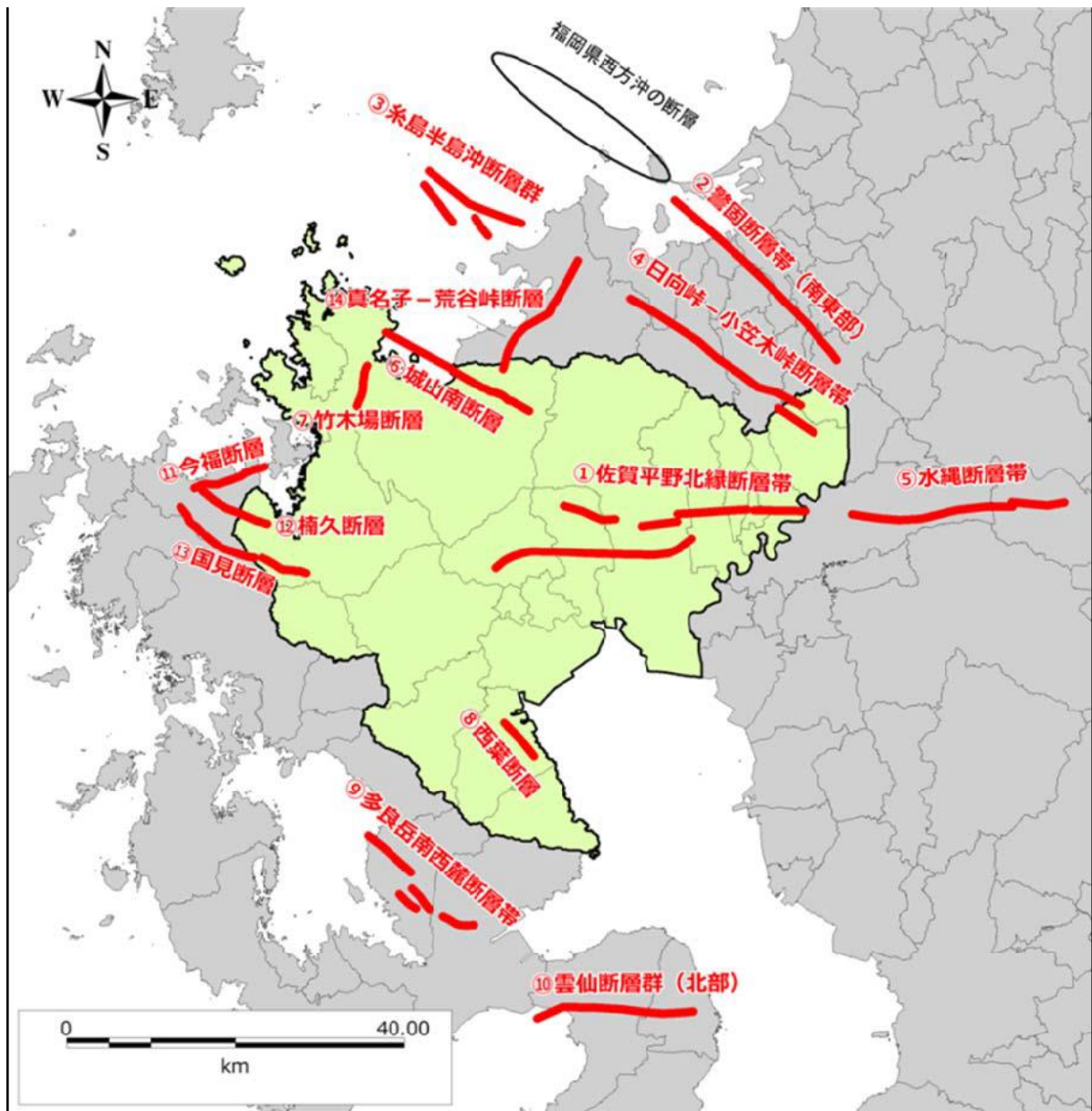
#### ■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

#### ■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

【佐賀県内および周辺の活断層】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層－分布図と資料－

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

#### 第4項 これまでの地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で県内で初めて震度6弱を観測、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者14名、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間において県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015（平成27）年11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016（平成28）年4月14日、21時26分、熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ11km、マグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、熊本県益城町などで震度7を観測した。その28時間後の16日、1時25分には、同じく熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ12km、マグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、熊本県益城町などで震度7を観測した。マグニチュード7.3は1995（平成7年）年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同規模の大地震であった。この一連の地震活動は「平成28年（2016年）熊本地震」と命名され、市内では16日に震度4を観測したが、被害はなかった。

#### 【佐賀県における過去の主要被害地震】

| 発生年月日                       | 震央地名        | 地震の規模<br>(マグニチュード) | 記 事                                             |
|-----------------------------|-------------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 679年一月一日<br>(天武7年)          | 筑紫国         | 6.5～7.5            | 家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。                       |
| 1700年4月15日<br>(元禄13年2月26日)  | 壱岐・対馬       | 7.0                | 佐賀・平戸（瓦落つ）有感。                                   |
| 1703年6月22日<br>(元禄16年5月9日)   | 小城          | 不明                 | 古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。                                |
| 1769年8月29日<br>(明和6年7月28日)   | 日向・豊後       | 7.7                | 佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破                       |
| 1792年5月21日<br>(寛政4年4月1日)    | 雲仙岳         | 6.4                | 佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）            |
| 1831年11月14日<br>(天保2年10月11日) | 肥前          | 6.1                | 肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し                        |
| 1889年7月28日<br>(明治22年)       | 熊本          | 6.3                | 神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり |
| 1898年8月10～12日<br>(明治31年)    | 福岡県西部       | 6.0                | 糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂                           |
| 1929年8月8日<br>(昭和4年)         | 福岡県<br>雷山付近 | 5.1                | 佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒                   |
| 1931年11月2日<br>(昭和6年)        | 日向灘         | 7.1                | 佐賀市で電灯線切断の小被害                                   |
| 1946年12月21日<br>(昭和21年)      | 南海道沖        | 8.0                | 佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。<br>佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもあ    |

|                               |             |      |                                                                                                               |
|-------------------------------|-------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               |             |      | る。                                                                                                            |
| 1966 年 11 月 12 日<br>(昭和 41 年) | 有明海         | 5. 5 | 佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。<br>陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損                                                                   |
| 1968 年 4 月 1 日<br>(昭和 43 年)   | 日向灘         | 7. 5 | 佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2 か所<br>切断、家庭用配線 9 か所切断                                                                    |
| 1987 年 3 月 18 日<br>(昭和 62 年)  | 日向灘         | 6. 6 | 大きな被害なし                                                                                                       |
| 2001 年 3 月 24 日<br>(平成 13 年)  | 安芸灘         | 6. 7 | 大きな被害なし                                                                                                       |
| 2005 年 3 月 20 日<br>(平成 17 年)  | 福岡県北西沖      | 7. 0 | みやき町で震度 6 弱を観測、<br>人的被害 重傷 1 名、軽傷 1 4 名<br>家屋被害 半壊 1 件、一部損壊 1 3 6 件<br>※被害は、平成 1 7 年 4 月 2 0 日の最大余震も<br>含まれる。 |
| 2016 年 4 月 16 日<br>(平成 28 年)  | 熊本県熊本地<br>方 | 7. 3 | 佐賀市、神埼市などで震度 5 強を観測<br>人的被害 重傷 4 名、軽傷 9 名<br>家屋（住家）被害 一部損壊 1 件<br>※被害は、平成 2 8 年 4 月 1 4 日の前震も含ま<br>れる。        |

（資料） 福岡管区気象台要報第 25 号(昭和 45 年 3 月)、第 36 号(昭和 56 年 2 月)  
佐賀県災異誌第 1 巻(1964 年 3 月)、第 2 巻(1974 年 3 月)  
日本被害地震総覧（1996 年）  
福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号(平成 17 年 4 月)

## 第3節 被害想定

### 第1項 基本的な考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震の被害想定等を設定する。

■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課）

■ 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課）

■ 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県消防防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

○震度分布については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないこと

などに留意すること。

※ 本節で使用した専門用語については、節の末尾に用語集として説明を掲載する。

### 第2項 地震による被害の想定

#### 1 想定地震の設定

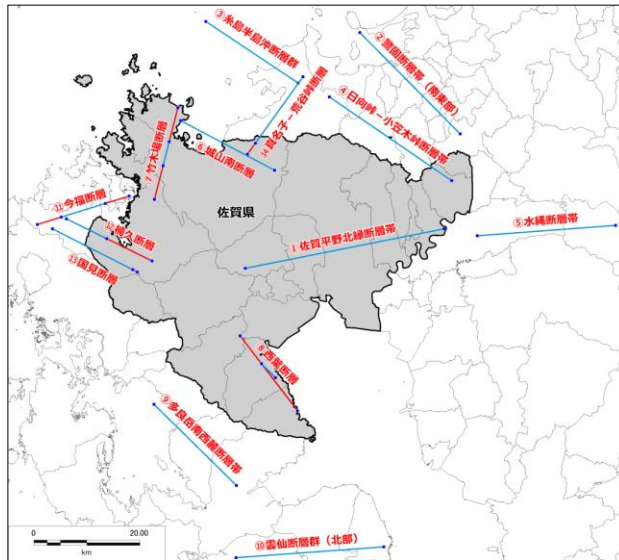
##### （1） 想定候補となる地震

第1章第2節第3項で示した次の佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

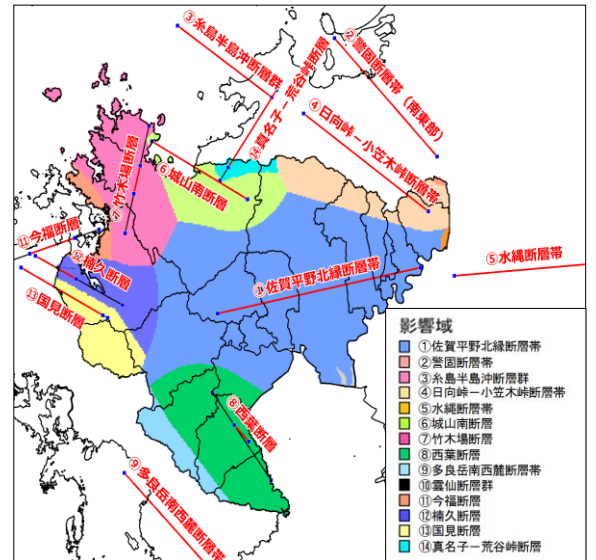
- ① 佐賀平野北縁断層帯      ② 警固断層帯（南東部）      ③ 糸島半島沖断層群
- ④ 日向峠－小笠木峠断層帯      ⑤ 水縄断層帯      ⑥ 城山南断層
- ⑦ 竹木場断層      ⑧ 西葉断層      ⑨ 多良岳南西麓断層帯（大村－諫早北西付近断層帯）
- ⑩ 雲仙断層群（北部）      ⑪ 今福断層      ⑫ 楠久断層
- ⑬ 国見断層      ⑭ 真名子－荒谷峠断層

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ※1を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分※2をもとに設定）を用いた簡便法※3により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短い、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層（⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭）については、断層幅と同じ長さ（18km程度）を有する震源断層として設定した。



簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル



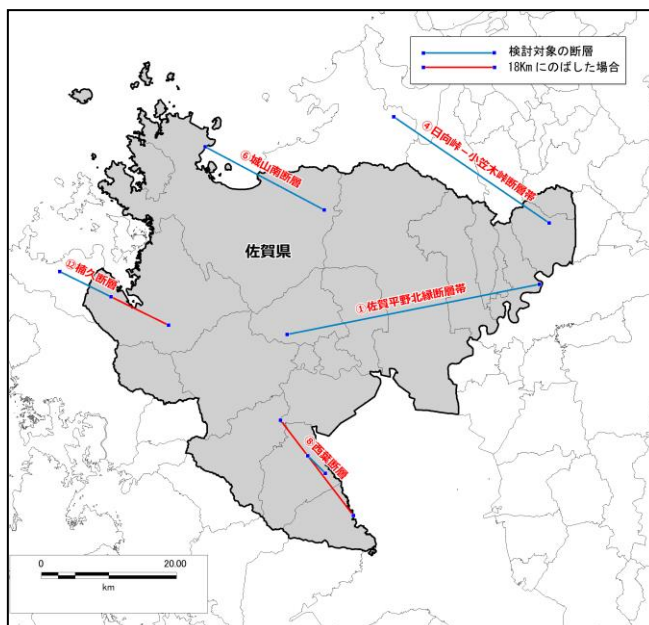
簡便法の震度による影響範囲区分

## (2) 詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度6強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較して、佐賀県への影響度が大きい下記の5つの活断層（帯）を詳細法※<sup>4</sup>による検討対象として選定した。

詳細法による地震動検討に当たっては、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」に準拠して特性化震源モデル※<sup>5</sup>を設定するとともに、各断層による地震の佐賀県への影響が大きくなるように断層パラメータを設定した。

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域（アスペリティ）※<sup>6</sup>の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとした。



詳細法による検討を行う断層のトレース

### ① 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測した。

### ② その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

- 日向峠－小笠木峠断層帯

強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- 城山南断層

強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西部に設定した。

- 楠久断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- 西葉断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定した。

### 【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

| 断層（帯）名      | 断層の長さ<br>(km) |                  | 走向<br>(°) | 傾斜<br>(°)   | 上端<br>深さ<br>(km) | 幅<br>(km) | マグニ<br>チュード <sup>*</sup><br>M | モーメント<br>マグニ<br>チュード <sup>*</sup><br>Mw <sup>※7</sup> | 計算用<br>断層モデル<br>(km) |    |
|-------------|---------------|------------------|-----------|-------------|------------------|-----------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------|----|
|             | 既往<br>資料      | 検 討<br>上 の<br>長さ |           |             |                  |           |                               |                                                       | 長さ                   | 幅  |
| 佐賀平野北縁断層帯   | 38            | 38               | 79        | 80S→<br>60S | 3→<br>2          | 17        | 7.5                           | 6.9                                                   | 40                   | 18 |
| 日向峠－小笠木峠断層帯 | 28            | 28               | 305       | 90          | 3→<br>1          | 15        | 7.2                           | 6.7                                                   | 28                   | 16 |
| 城山南断層       | 19.5          | 19.5             | 118.6     | 90          | 3→<br>1          | 17        | 7.0                           | 6.5                                                   | 20                   | 18 |
| 西葉断層        | 3.5           | 18               | 143       | 75SW        | 3→<br>2          | 18        | 6.9                           | 6.5                                                   | 18                   | 18 |
| 楠久断層        | 8.6           | 18               | 116       | 90          | 3                | 18        | 6.9                           | 6.5                                                   | 18                   | 18 |

### (3) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである（佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

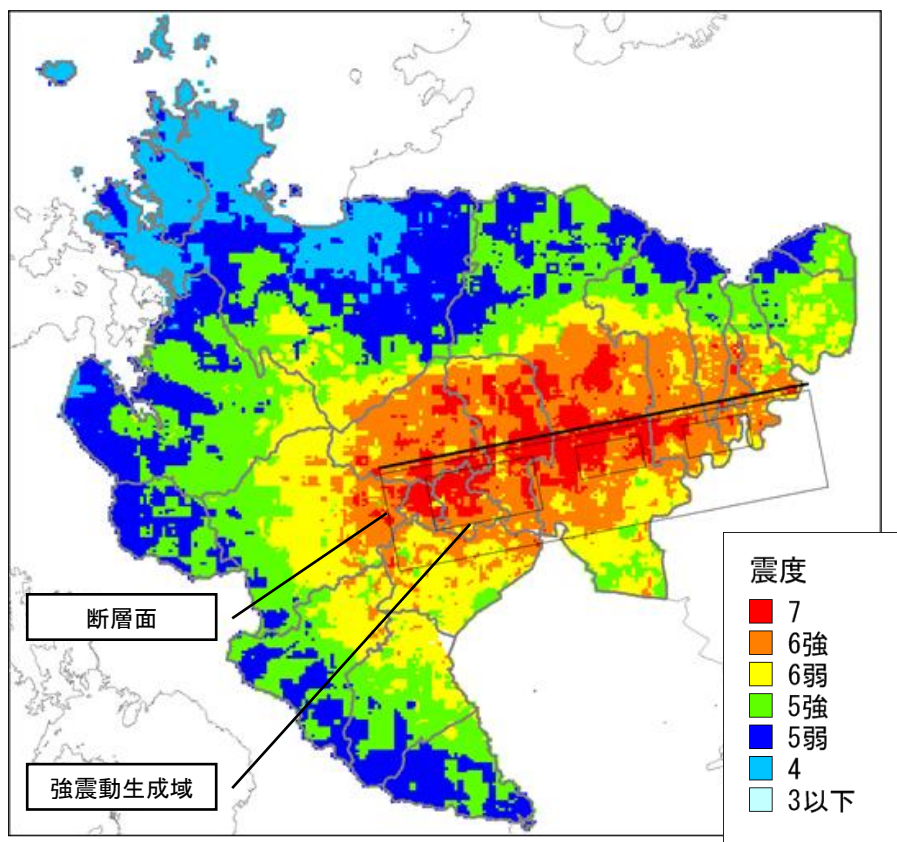
震源～工学的基盤<sup>※8</sup>： 地震調査研究推進本部(2012)による「全国1次地下構造モデル(暫定版)」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル<sup>※9</sup>を用いて、統計的グリーン関数法<sup>※10</sup>により工学的基盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル<sup>※11</sup>を作成し、このモデルを用いた応答計算<sup>※12</sup>により地表の地震波形を求め、計測震度<sup>※13</sup>等を算出した。

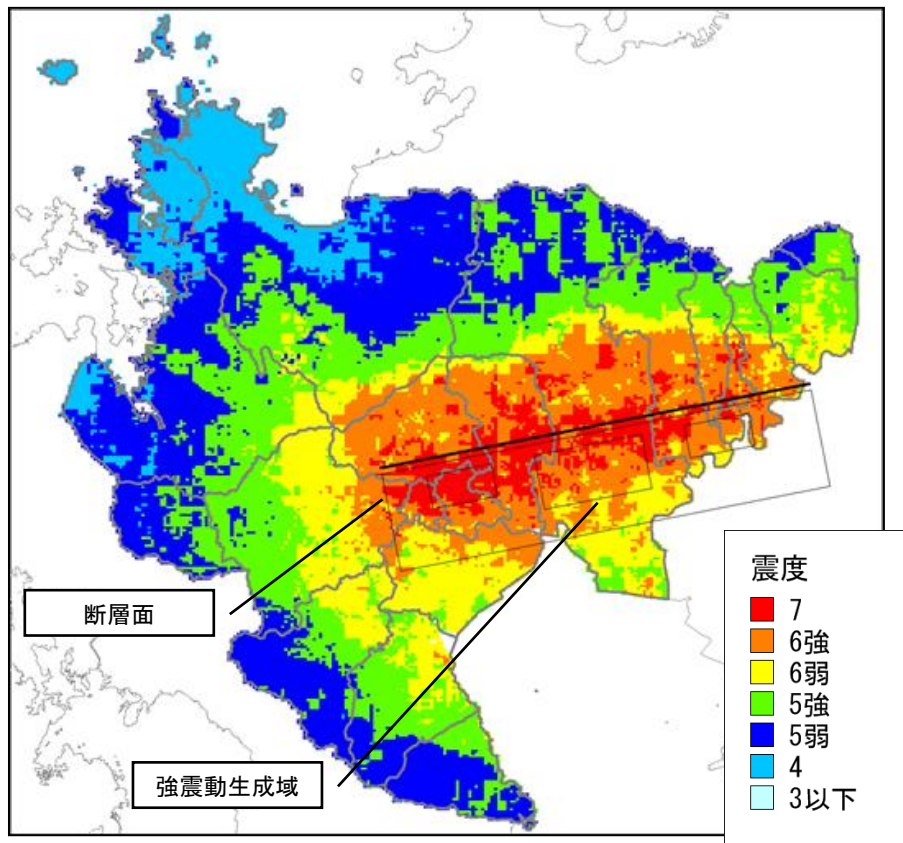
- ① 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大のケース）の予測結果  
震度7が予測される市町：佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- ② 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大のケース）の予測結果  
震度7が予測される市町：佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- ③ 日向峠－小笠木峠断層帯の予測結果  
震度7が予測される市町：鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町
- ④ 城山南断層の予測結果  
震度7が予測される市町：唐津市の一部
- ⑤ 西葉断層  
震度7が予測される市町： 鹿島市及び太良町の一部
- ⑥ 楠久断層  
震度7となる地域はないが、伊万里市及び有田町の一部で震度6強となる

【強震動予測図】

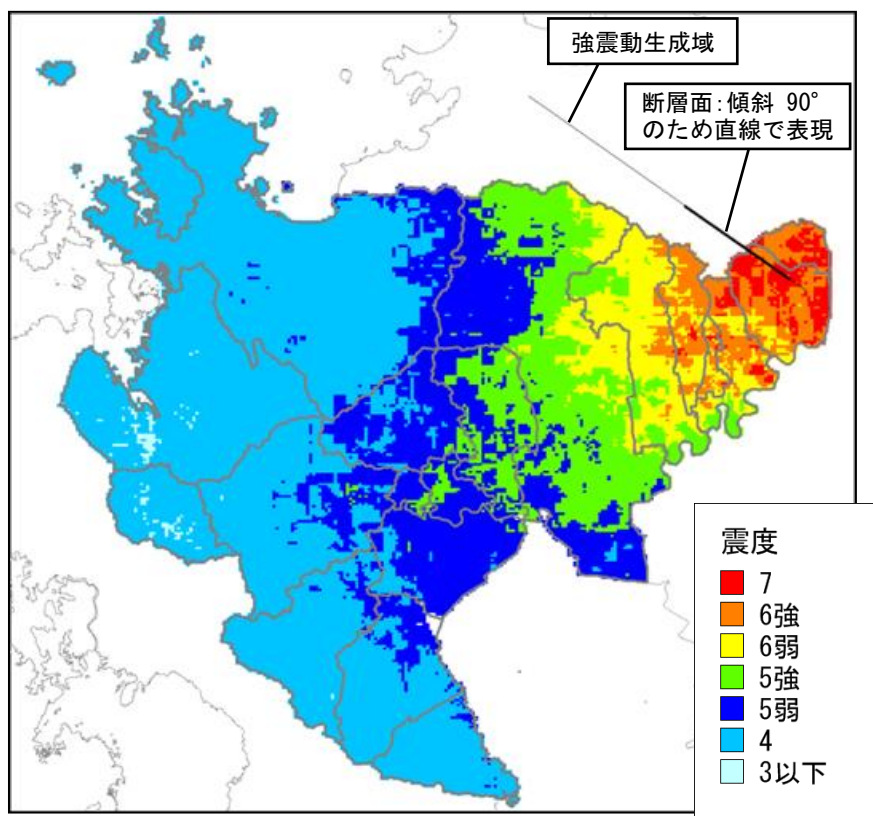
≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震≫



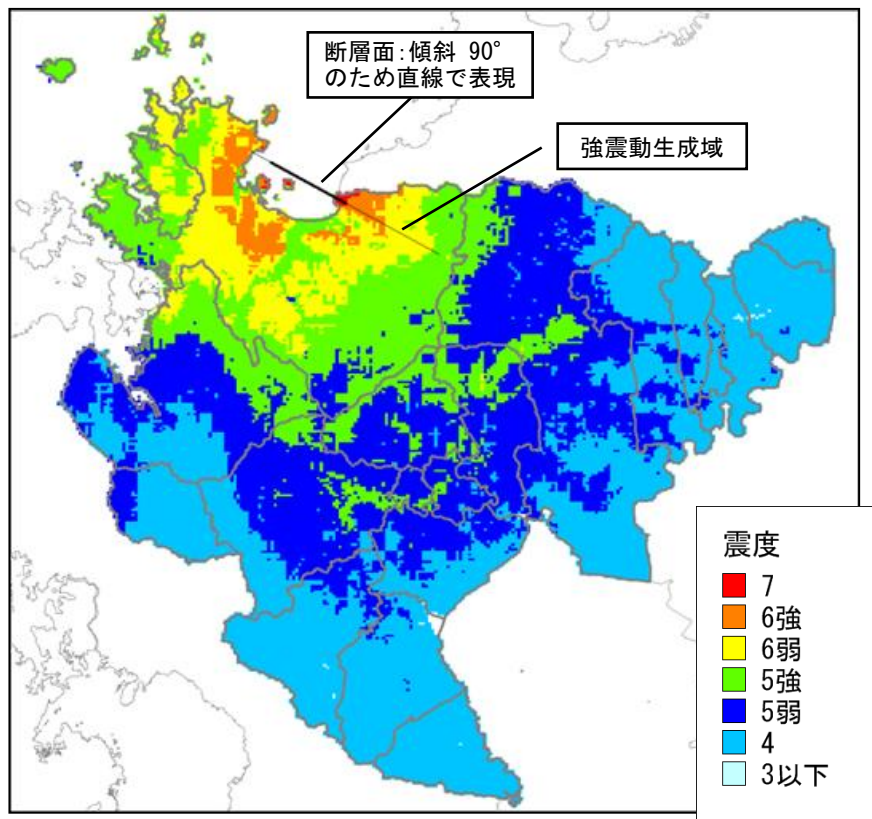
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震》



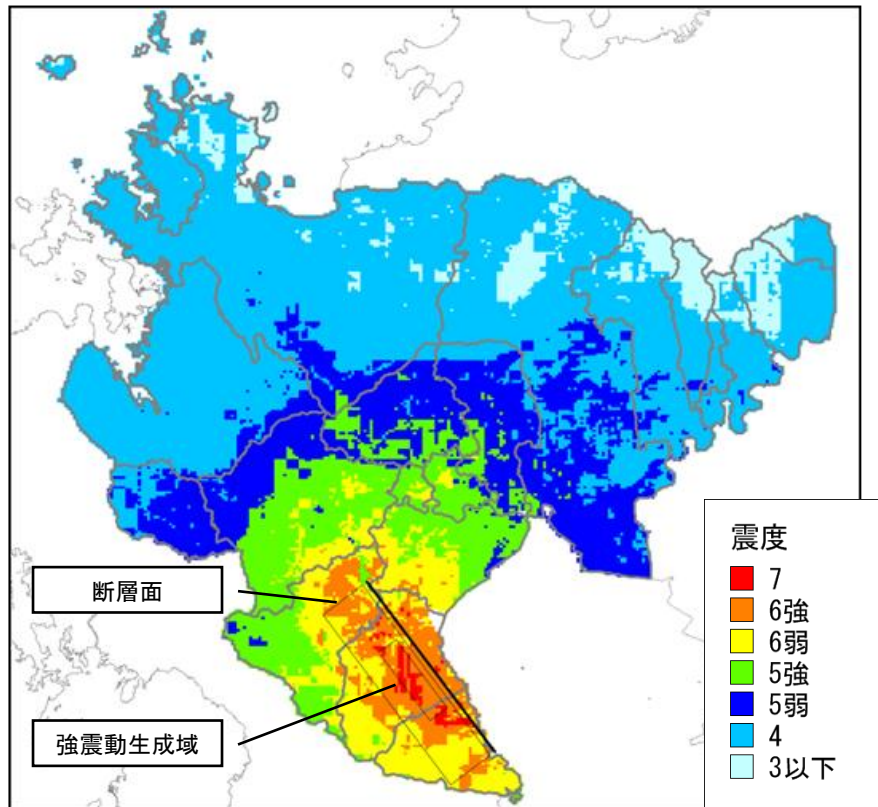
《日向峠—小笠木峠断層帯による地震》



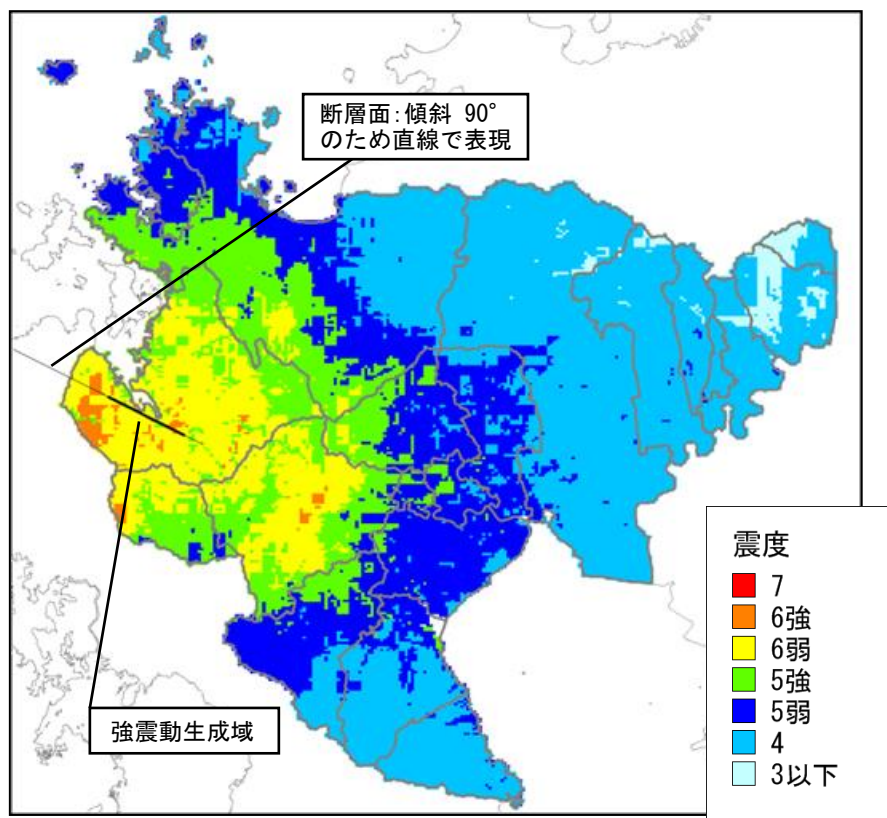
《城山南断層による地震》



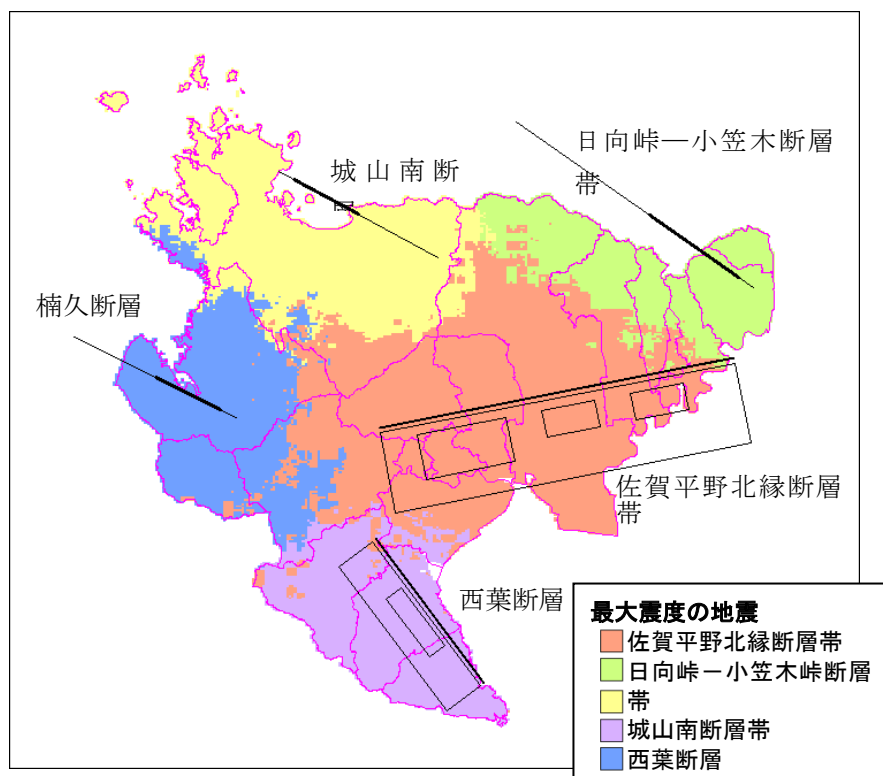
《西葉断層による地震》



《楠久断層による地震》



《各断層（帯）による地震で予測される地表計測震度の最大値による地域区分》



※県内の各地点を各断層による地震の地表計測震度からみた場合にその地点でどれが優勢かで色分け

2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼 12 時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・ 冬 夕 18 時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

※以下の震源断層モデルを用いた多久市の地震被害の予測結果を分割して示す。

それぞれの 250mメッシュごとのデータ。

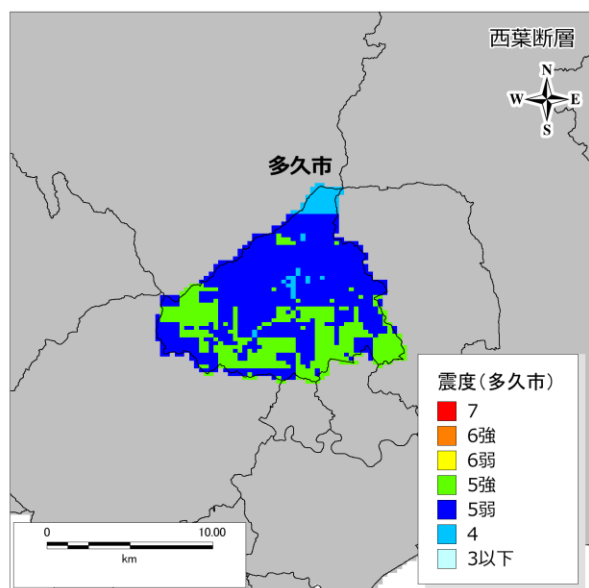
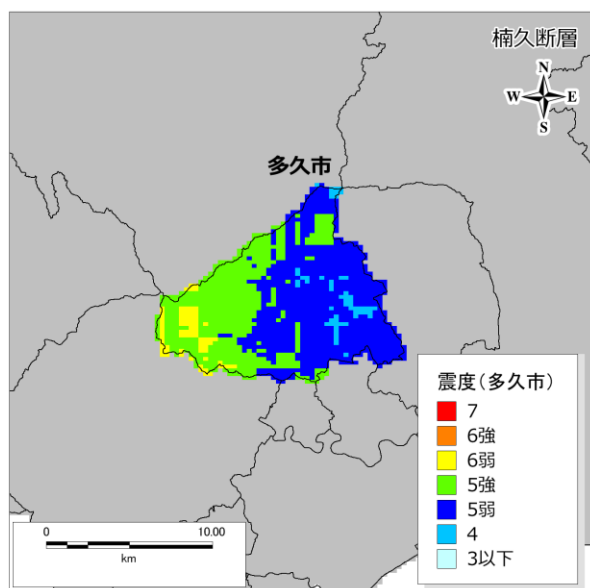
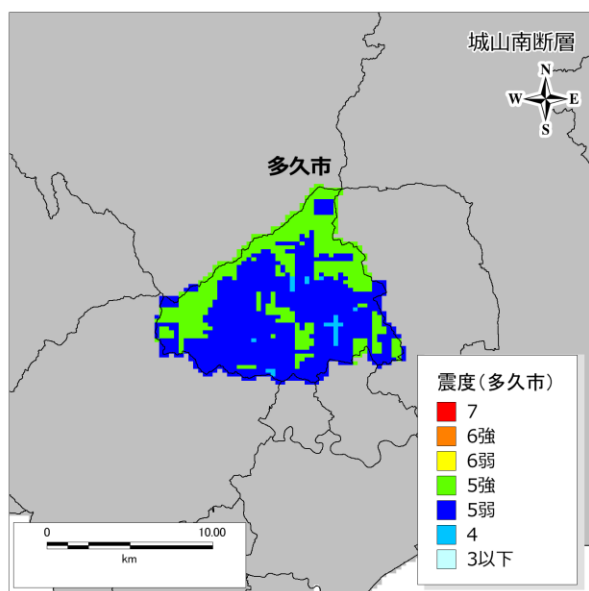
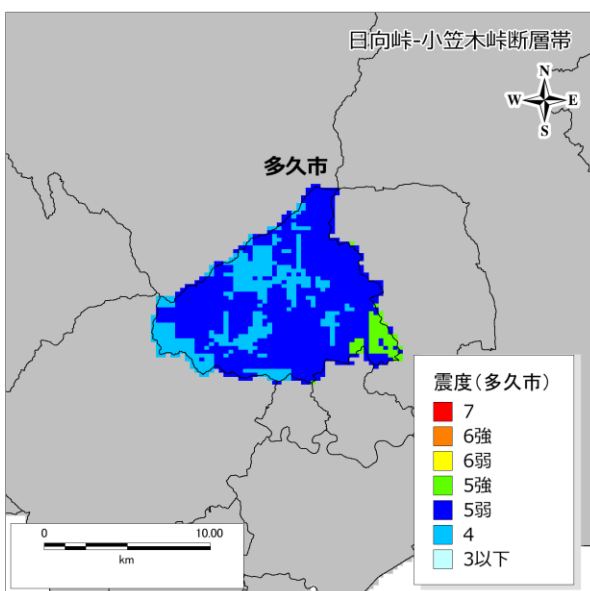
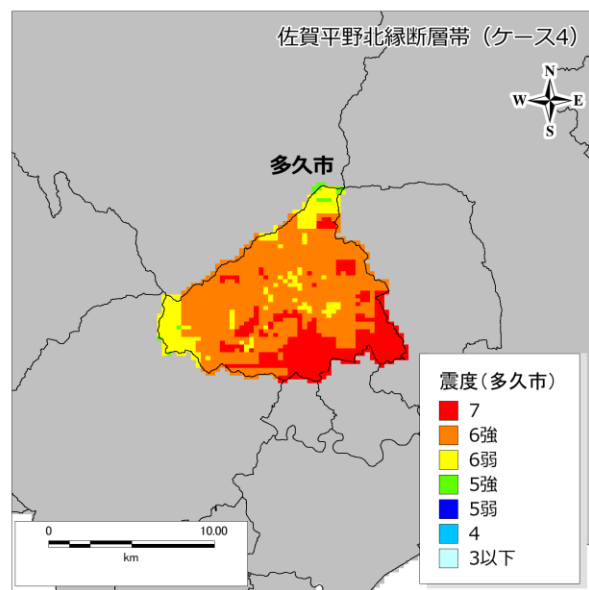
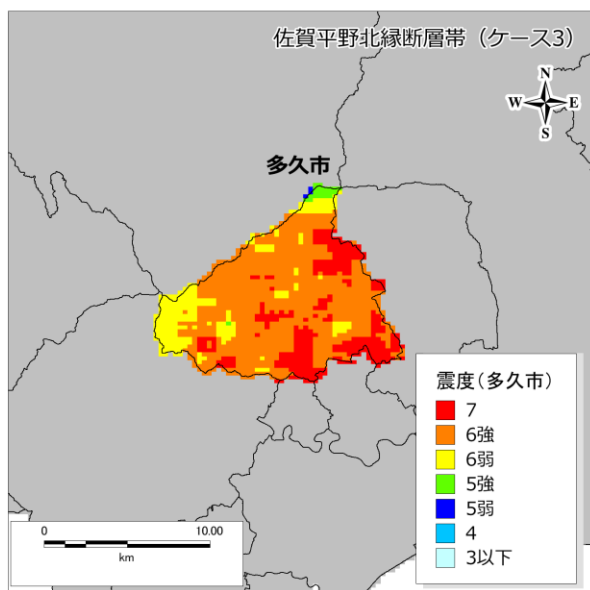
予測計算に用いた震源モデル

- ・ 佐賀平野北縁断層帯：ケース 3
- ・ 佐賀平野北縁断層帯：ケース 4
- ・ 日向峠－小笠木峠断層帯
- ・ 城山南断層
- ・ 楠久断層
- ・ 西葉断層

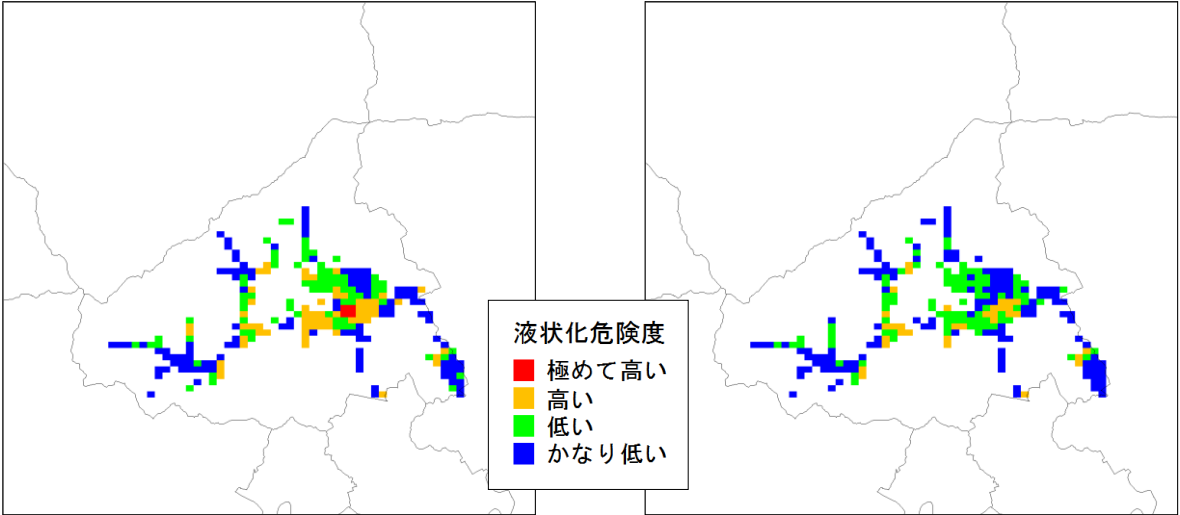
# 地震被害等予測調査結果一覧表：多久市

| 被害項目     |              | 震源断層    |  | 佐賀平野北縁断層帯<br>ケース3 |      |         |     | 佐賀平野北縁断層帯<br>ケース4 |      |         |      | 日向峠－小笠木峠断層帯 |     |         |      | 城山南断層   |      |         |     | 樋久断層    |      |         |      | 西葉断層    |     |         |      |
|----------|--------------|---------|--|-------------------|------|---------|-----|-------------------|------|---------|------|-------------|-----|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|------|
|          |              | 季節・時間   |  | 冬深夜               | 夏12時 | 冬18時    | 冬深夜 | 夏12時              | 冬18時 | 冬深夜     | 夏12時 | 冬18時        | 冬深夜 | 夏12時    | 冬18時 | 冬深夜     | 夏12時 | 冬18時    | 冬深夜 | 夏12時    | 冬18時 | 冬深夜     | 夏12時 | 冬18時    | 冬深夜 | 夏12時    | 冬18時 |
| 建物被害     | 建物棟数 (棟)     | 16,000  |  | 約3,800            |      | 約3,800  |     | 約3,900            |      | 約3,800  |      | 約3,800      |     | 約3,900  |      | 約3,800  |      | 約3,800  |     | 約3,900  |      | 約3,800  |      | 約3,800  |     | 約3,900  |      |
|          | 全壊・焼失棟数 (棟)  | 24      |  | 24                |      | 24      |     | 24                |      | 24      |      | 24          |     | 24      |      | 24      |      | 24      |     | 24      |      | 24      |      | 24      |     | 24      |      |
|          | 全壊・焼失率 (%)   | 24      |  | 24                |      | 24      |     | 25                |      | 24      |      | 24          |     | 24      |      | 24      |      | 24      |     | 24      |      | 24      |      | 24      |     | 24      |      |
|          | 半壊棟数 (棟)     | 約3,900  |  | 約3,900            |      | 約3,900  |     | 約3,900            |      | 約3,900  |      | 約3,900      |     | 約3,900  |      | 約3,900  |      | 約3,900  |     | 約3,900  |      | 約3,900  |      | 約3,900  |     | 約3,900  |      |
| 人的被害     | 避難人口 (人)     | 20,000  |  | 約2,000            |      | 約2,000  |     | 約2,000            |      | 約2,000  |      | 約2,000      |     | 約2,000  |      | 約2,000  |      | 約2,000  |     | 約2,000  |      | 約2,000  |      | 約2,000  |     | 約2,000  |      |
|          | 死者数 (人)      | 約250    |  | 約110              |      | 約110    |     | 約180              |      | 約240    |      | 約180        |     | 約180    |      | 約180    |      | 約180    |     | 約180    |      | 約180    |      | 約180    |     | 約180    |      |
|          | 死者率 (%)      | 1.2     |  | 0.5               |      | 0.9     |     | 0.9               |      | 1.1     |      | 0.9         |     | 0.5     |      | 0.9     |      | 0.0     |     | 0.0     |      | 0.0     |      | 0.0     |     | 0.0     |      |
|          | 負傷者数 (人)     | 約1,000  |  | 約670              |      | 約670    |     | 約670              |      | 約1,000  |      | 約670        |     | 約670    |      | 約670    |      | 約670    |     | 約670    |      | 約670    |      | 約670    |     | 約670    |      |
| 災害被害物    | 負傷者率 (%)     | 4.8     |  | 3.4               |      | 3.7     |     | 3.4               |      | 4.7     |      | 3.7         |     | 3.4     |      | 3.7     |      | 0.0     |     | 0.0     |      | 0.0     |      | 0.0     |     | 0.0     |      |
|          | 自力脱出困難者数 (人) | 約410    |  | 約210              |      | 約280    |     | 約270              |      | 約410    |      | 約270        |     | 約270    |      | 約270    |      | 約270    |     | 約270    |      | 約270    |      | 約270    |     | 約270    |      |
|          | 自力脱出困難者率 (%) | 1.9     |  | 1.0               |      | 1.4     |     | 1.3               |      | 1.9     |      | 1.0         |     | 1.3     |      | 1.3     |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 電灯軒数 (軒)     | 約9,100  |  | 約9,100            |      | 約9,100  |     | 約9,100            |      | 約9,100  |      | 約9,100      |     | 約9,100  |      | 約9,100  |      | 約9,100  |     | 約9,100  |      | 約9,100  |      | 約9,100  |     | 約9,100  |      |
| ライフライン被害 | 電力           | 約420    |  | 約440              |      | 約470    |     | 約460              |      | 約400    |      | 約420        |     | 約460    |      | 約400    |      | 約400    |     | 約400    |      | 約400    |      | 約400    |     | 約400    |      |
|          | 停電率 (%)      | 5       |  | 5                 |      | 5       |     | 5                 |      | 4       |      | 5           |     | 5       |      | 4       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 給水人口 (人)     | 21,000  |  | 約18,000           |      | 約18,000 |     | 約18,000           |      | 約18,000 |      | 約18,000     |     | 約18,000 |      | 約18,000 |      | 約18,000 |     | 約18,000 |      | 約18,000 |      | 約18,000 |     | 約18,000 |      |
|          | 断水人口 (人)     | 88      |  | 88                |      | 88      |     | 87                |      | 86      |      | 87          |     | 87      |      | 87      |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
| ライフライン被害 | 処理人口 (人)     | 5,600   |  | 約650              |      | 約670    |     | 約650              |      | 約560    |      | 約580        |     | 約600    |      | 約560    |      | 約560    |     | 約560    |      | 約560    |      | 約560    |     | 約560    |      |
|          | 機能支障人口 (人)   | 約640    |  | 約650              |      | 約670    |     | 約650              |      | 約560    |      | 約580        |     | 約600    |      | 約560    |      | 約560    |     | 約560    |      | 約560    |      | 約560    |     | 約560    |      |
|          | 機能支障率 (%)    | 12      |  | 12                |      | 12      |     | 11                |      | 10      |      | 10          |     | 11      |      | 10      |      | 0       |     | 0       |      | 0       |      | 0       |     | 0       |      |
|          | 回線数 (回線)     | 6,000   |  | 約550              |      | 約570    |     | 約570              |      | 約510    |      | 約540        |     | 約590    |      | 6,000   |      | 6,000   |     | 6,000   |      | 6,000   |      | 6,000   |     | 6,000   |      |
| ライフライン被害 | 固定電話         | 約550    |  | 約570              |      | 約570    |     | 約570              |      | 約510    |      | 約540        |     | 約590    |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 不通回線数 (回線)   | 9       |  | 9                 |      | 9       |     | 9                 |      | 9       |      | 9           |     | 10      |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 不通回線率 (%)    | 9       |  | 9                 |      | 9       |     | 9                 |      | 9       |      | 9           |     | 10      |      | 0       |      | 0       |     | 0       |      | 0       |      | 0       |     | 0       |      |
|          | 停波基地局率 (%)   | 1       |  | 1                 |      | 1       |     | 1                 |      | 1       |      | 1           |     | 1       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
| 都市ガス     | 携帯電話         | E       |  | E                 |      | E       |     | E                 |      | E       |      | E           |     | E       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 不通回線         | -       |  | -                 |      | -       |     | -                 |      | -       |      | -           |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 復旧対象需要数 (戸)  | -       |  | -                 |      | -       |     | -                 |      | -       |      | -           |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 供給停止戸数 (戸)   | -       |  | -                 |      | -       |     | -                 |      | -       |      | -           |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
| 都市ガス     | 供給停止率 (%)    | -       |  | -                 |      | -       |     | -                 |      | -       |      | -           |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | 復旧対象消費戸数 (戸) | 約4,300  |  | 約4,300            |      | 約4,300  |     | 約4,300            |      | 約4,400  |      | 約4,400      |     | 約4,400  |      | 約4,400  |      | 約4,400  |     | 約4,400  |      | 約4,400  |      | 約4,400  |     | 約4,400  |      |
|          | 供給停止戸数 (戸)   | 約590    |  | 約590              |      | 約590    |     | 約590              |      | 約550    |      | 約550        |     | 約550    |      | 約550    |      | 約550    |     | 約550    |      | 約550    |      | 約550    |     | 約550    |      |
|          | 供給停止率 (%)    | 14      |  | 14                |      | 14      |     | 14                |      | 13      |      | 13          |     | 13      |      | 13      |      | 13      |     | 13      |      | 13      |      | 13      |     | 13      |      |
| 災害被害物    | 夜間人口 (人)     | 21,000  |  | 約18,700           |      | 約18,700 |     | 約18,700           |      | 約18,700 |      | 約18,700     |     | 約18,700 |      | 21,000  |      | 21,000  |     | 21,000  |      | 21,000  |      | 21,000  |     | 21,000  |      |
|          | 避難者数 (人)     | 約3,600  |  | 約3,700            |      | 約3,700  |     | 約3,600            |      | 約3,500  |      | 約3,500      |     | 約3,600  |      | -       |      | -       |     | -       |      | -       |      | -       |     | -       |      |
|          | うち避難所 (人)    | 約4,300  |  | 約4,300            |      | 約4,300  |     | 約4,300            |      | 約4,300  |      | 約4,300      |     | 約4,300  |      | 約4,300  |      | 約4,300  |     | 約4,300  |      | 約4,300  |      | 約4,300  |     | 約4,300  |      |
|          | 避難者率 (%)     | 40      |  | 40                |      | 41      |     | 40                |      | 40      |      | 40          |     | 40      |      | 0       |      | 0       |     | 0       |      | 0       |      | 0       |     | 0       |      |
| 災害被害物    | 食料 (食/日)     | 約16,000 |  | 約16,000           |      | 約16,000 |     | 約15,000           |      | 約15,000 |      | 約15,000     |     | 約15,000 |      | 約15,000 |      | 約15,000 |     | 約15,000 |      | 約15,000 |      | 約15,000 |     | 約15,000 |      |
|          | 飲料水 (ℓ/日)    | 約45,000 |  | 約45,000           |      | 約45,000 |     | 約44,000           |      | 約44,000 |      | 約44,000     |     | 約44,000 |      | 約44,000 |      | 約44,000 |     | 約44,000 |      | 約44,000 |      | 約44,000 |     | 約44,000 |      |
|          | 毛布 (枚)       | 約5,900  |  | 約5,900            |      | 約5,900  |     | 約5,800            |      | 約5,800  |      | 約5,800      |     | 約5,900  |      | 約5,800  |      | 約5,800  |     | 約5,800  |      | 約5,800  |      | 約5,800  |     | 約5,800  |      |
|          | 災害被害物 (万m3)  | 約30     |  | 約30               |      | 約30     |     | 約30               |      | 約30     |      | 約30         |     | 約30     |      | 約30     |      | 約30     |     | 約30     |      | 約30     |      | 約30     |     | 約30     |      |

## 地表の地震動の震度分布図

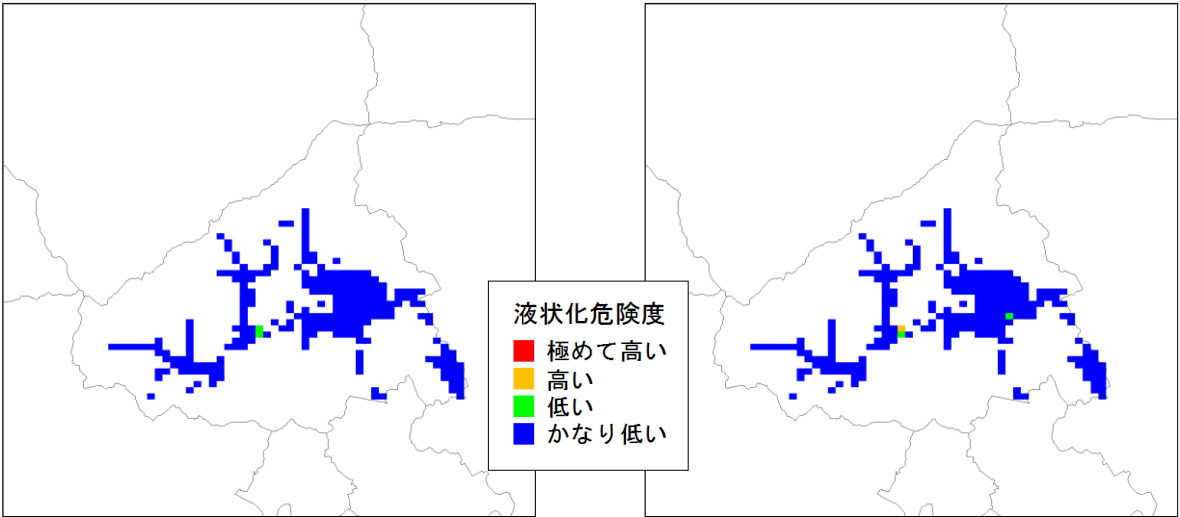


液状化危険度の評価値の分布図



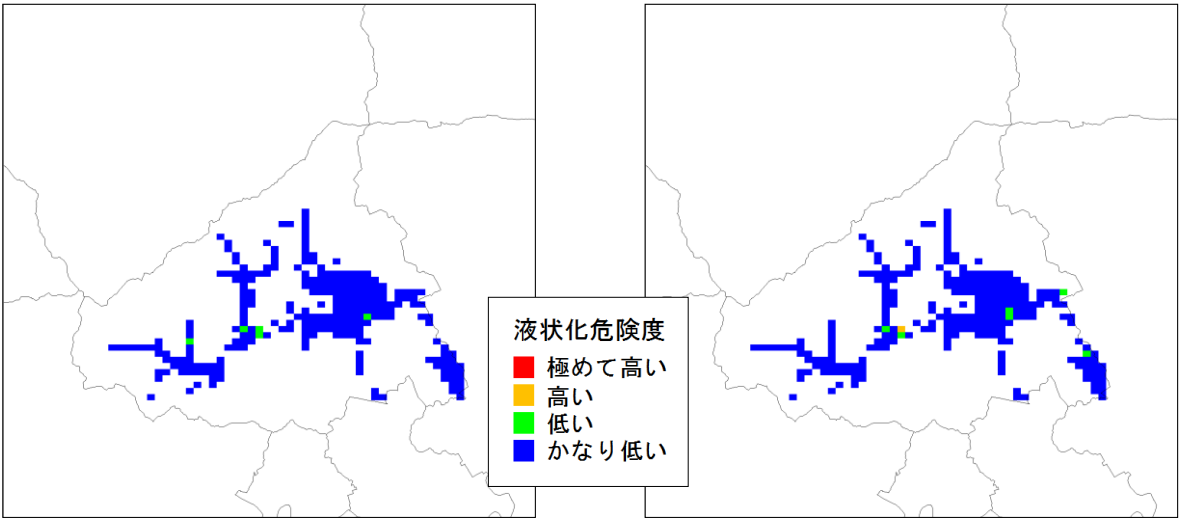
佐賀北縁断層帯ケース 3 の地震

佐賀北縁断層帯ケース 4 の地震



日向峠-小笠木峠断層帯の地震

城山南断層の地震

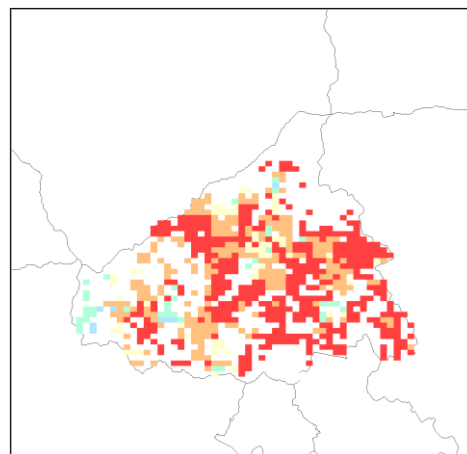
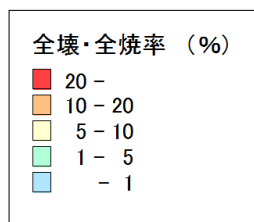


楠久断層の地震

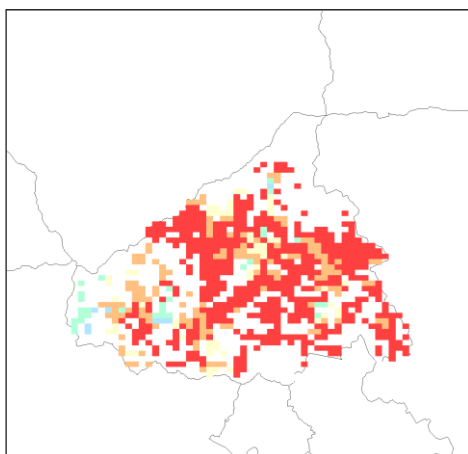
西葉断層の地震

## 建物被害想定結果

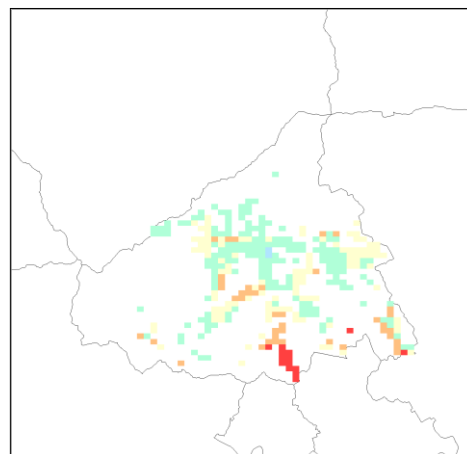
・佐賀北縁断層帯ケース 3 の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

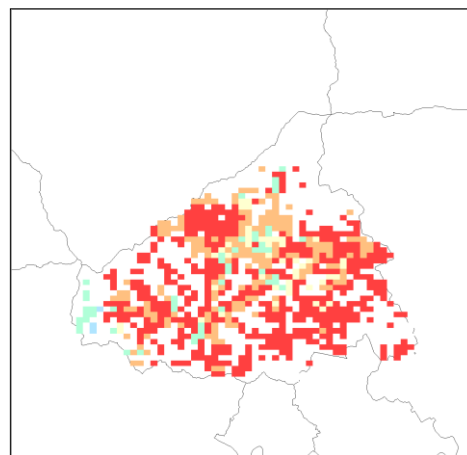
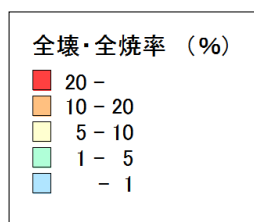


木造建物の全壊・全焼率

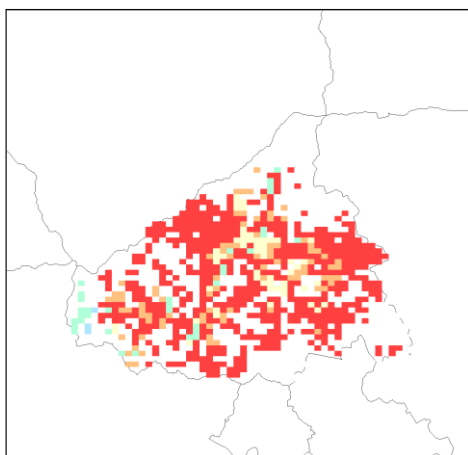


非木造建物の全壊・全焼率

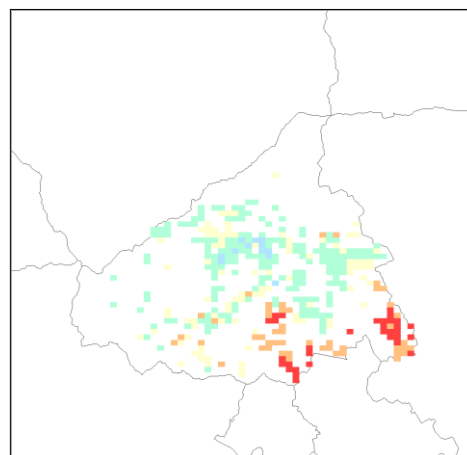
・佐賀北縁断層帯ケース 4 の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

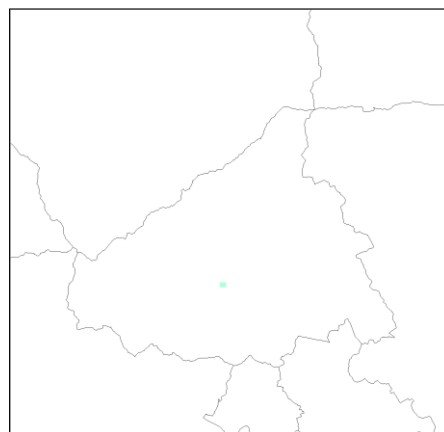
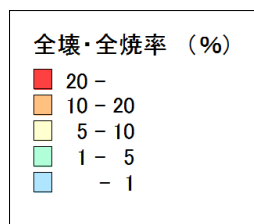


木造建物の全壊・全焼率

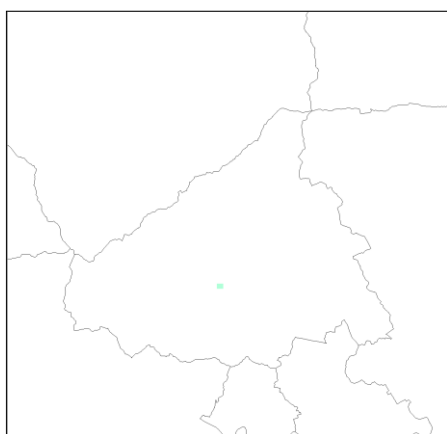


非木造建物の全壊・全焼率

・日向峠-小笠木峠断層帯の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

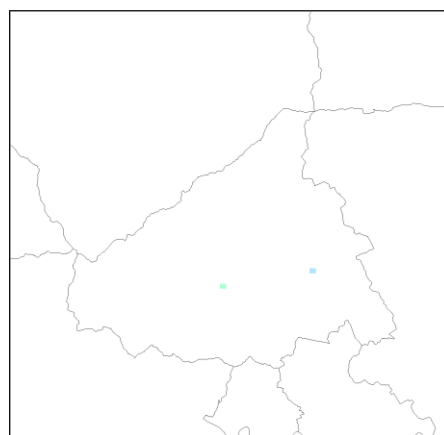
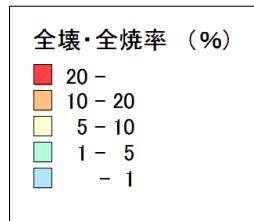


木造建物の全壊・全焼率

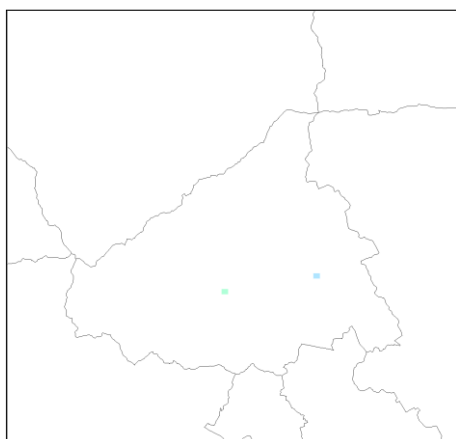


非木造建物の全壊・全焼率

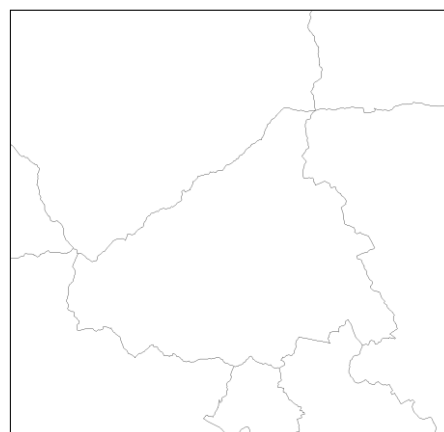
・城山南断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

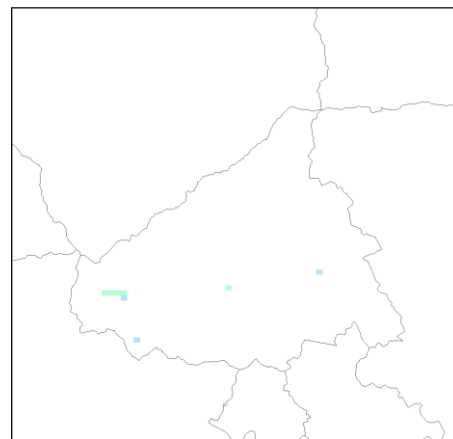
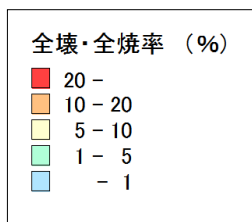


木造建物の全壊・全焼率

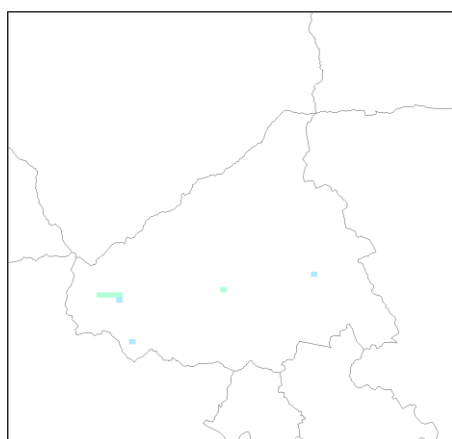


非木造建物の全壊・全焼率

・ 楠久断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率

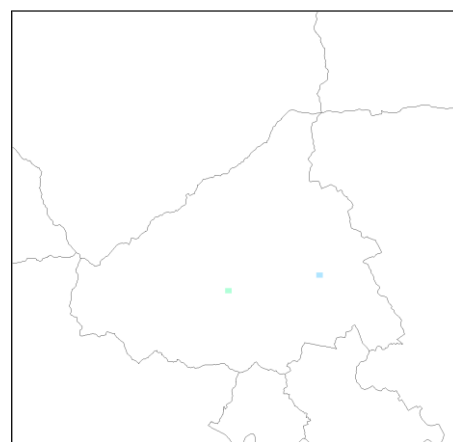
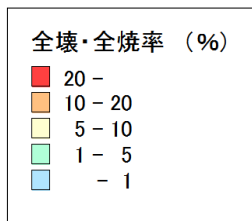


木造建物の全壊・全焼率

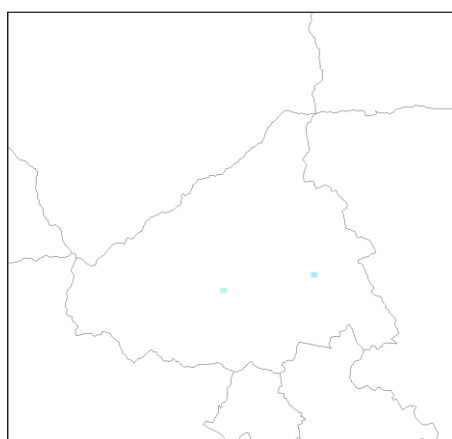


非木造建物の全壊・全焼率

・ 西葉断層の地震（冬 18 時）



全建物の全壊・全焼率



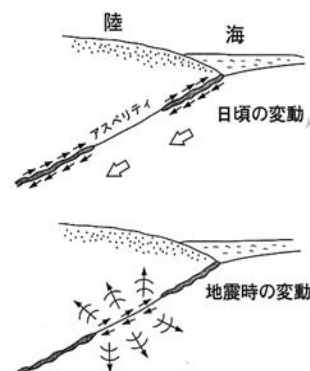
木造建物の全壊・全焼率



非木造建物の全壊・全焼率

## 【参考】用語集

- ※1 断層パラメータ 地下で断層がどのようなになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言い、それぞれ次のようなことを示している。
- 走 向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか  
傾 斜 角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか  
すべり角：断層がどの方向に動いたか
- ※2 微地形区分 土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。
- なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した2万5千分の1の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示しており、自然災害の危険度を判定するのにも役立つ地図である。
- ※3 強震動予測（簡便法） 地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。
- ※4 強震動予測（詳細法） 断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。
- ※5 特性化震源モデル 強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域(周期1秒前後)の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。
- ※6 強震動生成域（アスペリティ） 断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語の Asperity のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。



アスペリティとその周辺の断層運動

※7 モーメントマグニチュード(Mw)

断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント ( $M_0$ )」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード ( $M_w$ )」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することが出来る。気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということでその物理的な意味ははっきりしているといえる。

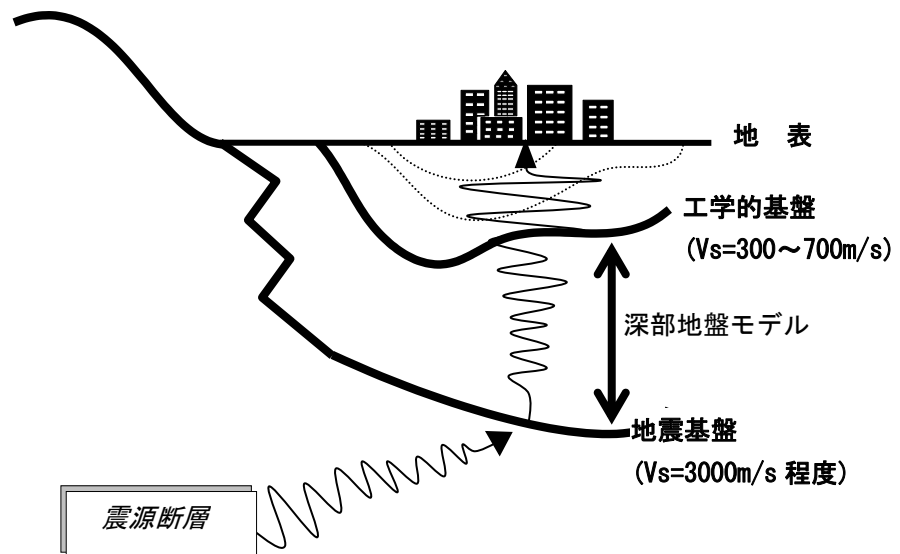
「モーメントマグニチュード ( $M_w$ )」と「地震モーメント ( $M_0$ )」には、 $M_w = (\log M_0 - 16.1) / 1.5$  の関係が定義される。

※8 工学的基盤

地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因（例えば、震源からの距離、深層地盤構造など）から分離するために設定される境界。

地盤の振動を解析する上では、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界（工学的基盤）を便宜上設定する。

耐震工学では、S波速度にして、300～700m/sの地層となる。



一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数 km までの上部地殻の S 波速度は毎秒 3～3.5km とほぼ一定であるため、地殻最上部の S 波速度毎秒 3km の地層を地震基盤と呼んでいる。

※9 深部地震モデル

地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。

|                |                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※10 統計的グリーン関数法 | 地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。                                                                                                                                                         |
| ※11 速度構造モデル    | 地盤内における地震波の速度の分布。P波とS波で構造は異なる。                                                                                                                                                                                                             |
| ※12 計測震度       | 震度は、約100年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では震度の機械観測も可能になり、1993年頃から計測震度計の配備が始まり、現在ではすべての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。 |
| ※13 応答計算       | 地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力返す場合の計算手法。                                                                                                                                  |

## 第4節 地震災害に関する調査研究の推進

### 第1項 地震災害に関する調査研究の推進

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定の一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、各防災関係機関は、地震・津波災害に関する各種の調査研究の実施に努めるものとする。

## 第2章 災害予防対策計画

### 第1節 安全・安心な市土づくり

市、県及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

#### 第1項 市土保全施設の整備

##### 1 地盤災害防止施設等の整備

###### (1) 治山施設の整備

###### ア 治山事業の推進

本市は、市土の3分の2が森林で占められ、市土の保全上森林の役割は大きい。そのため、森林の整備・保全を通じて、地震に伴う山地災害から市土を保全し、安全で住み良い市土づくりを目指して、積極的に治山事業を推進する。

###### イ 山地災害危険箇所の点検

市、県は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うものとする。

###### ウ 山地災害危険箇所の周知等

市、県は、山地災害危険箇所について地域住民に周知する。また、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

###### (2) 砂防施設の整備

###### ア 砂防事業の推進

市、県は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

###### イ 砂防指定地の点検

市、県は、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うものとする。

###### ウ 土石流危険渓流の周知

市、県は、土石流発生の危険性が高い渓流について、地域住民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

###### (3) 地すべり防止施設の整備

###### ア 地すべり防止事業の推進

市、県は、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

###### イ 地すべり防止区域の点検

市、県は、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

###### ウ 地すべり防止区域の周知等

市、県は、地すべり防止区域について、地域住民に周知を図る。また、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

###### (4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

###### ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市、県は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

市、県は、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市、県は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図る。また、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

【主な事業の内訳】

| 事業名        | 事業内容                | 事業主体 |
|------------|---------------------|------|
| 急傾斜地崩壊防止事業 | 急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など | 県・市  |

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

※土砂災害警戒区域については、資料編に記載

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害により著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ 土砂災害警戒情報等の確保

市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画等において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警戒の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

① 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

② 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

③ 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、行政区単位等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

④ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報収集及び伝達体制を定め、住民の周知を行う。

⑤ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧表、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達について定める。

⑥ 要配慮者の支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

⑦ 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

エ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等が行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報提供を行う。

（６） ボタ山の災害防止対策の推進

ア ボタ山防護施設の維持管理

県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ ボタ山崩壊防止区域の周知等

市、県は、崩壊の危険性のあるボタ山について地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

（７） 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

イ 災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造ま

たはこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

#### ウ 災害危険区域内的の危険住宅の移転等

- ① 市又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））
- ② 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（多久市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年多久市条例第25号））

#### （8）大規模盛土造成地における宅地対策

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

#### （9）地盤の液状化対策の推進

市及び県の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

## 2 河川、都市下水路及びため池施設の整備

### （1）河川関係施設の整備

#### ア 河川関係施設の整備の推進

市の河川管理者は、当面の目標として、時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に地震に対する安全性の確保に努める。

#### イ 水門等の管理

河川管理者又は管理受託者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

### （2）都市下水路等の整備

市は、市街地の浸水防除のため、計画的に点検を実施するとともに、除塵施設等の維持管理を適切に行い、降雨による市街地の浸水を防除するものとする。

#### 【主な事業の内訳】

| 事業名       | 事業内容                               | 事業主体 |
|-----------|------------------------------------|------|
| 都市下水路維持管理 | 都市の浸水被害を防除するための施設整備と施設の適正な維持管理を行う。 | 市    |

(3) ため池施設の整備

ア ため池施設の整備の推進

ため池の管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池を選定する。

市は県と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

## 第2項 公共施設、交通施設等の整備

### 1 公共施設等

国、県、市及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

### 2 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

(1) 供用期間中に1～2回程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

(2) 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。

(3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるものの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

(4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

### 3 公共施設等の耐震性の確保

市及び消防機関は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

【防災上重要な施設】

| 施 設 の 分 類       | 施 設 の 名 称 等              |
|-----------------|--------------------------|
| 災害応急対策活動に必要な施設  | 本庁舎、中央公民館(各町公民館)、警察署、消防署 |
| 救護活動施設          | 市立病院、救護施設、消防団格納庫・詰所      |
| 避難所として位置づけられた施設 | 学校、公民館など                 |
| 多数の者が利用する施設     | 福祉施設など                   |

4 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電中化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

【主な事業の内訳】

| 事 業 名  | 事 業 内 容         | 事業主体        |
|--------|-----------------|-------------|
| 道路事業   | 道路の新設・改良、補修の実施  | 国<br>県<br>市 |
| 街路事業   | 都市計画街路の新設・改良の実施 |             |
| 交通安全事業 | 歩道の新設・改良、補修の実施  |             |
| 防災事業   | 落石等危険箇所の整備      |             |
| 橋梁補修事業 | 落橋防止対策の実施       |             |

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

《災害時に使用する臨時ヘリポートは、第2編 風水害対策に準ずる。》

### 第3項 ライフライン施設の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油、石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

#### 1 水道施設の整備

##### （1） 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、県内でも震度7の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されているため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

##### 【重要度の高い基幹施設】

- 浄水場、配水池の構造物
- 主な管路

##### 【防災上重要な施設】

- 医療機関、社会福祉施設等

##### （2） 水道施設の点検・整備

水道事業者は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

- ア 耐震性の高い管材料の採用
- イ 伸縮可能継手の採用

##### （3） 断水対策

水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、飲料水供給の主体となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

##### （4） 資機材、図面の整備

水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

#### 2 下水道

##### （1） 下水道施設の耐震化

市は、下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法の第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

イ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 主要な基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5 廃棄物処理施設

市等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

6 バックアップ対策の促進

県及び市は、自らが保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が生じた場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の対策に努める。

さらに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを推進する。

## 第4項 建築物等の耐震性の確保

### 1 特定建築物

学校、病院、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市は、その指導に当たる。

### 2 一般建築物

県及び市は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓発を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

### 3 落下物、ブロック塀等

県及び市は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

### 4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

#### 【実施方法】

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

## 第5項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

国、県及び市は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

### 1 危険物

#### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、

施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防署は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防署は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

ウ 防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（LPガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

### 3 火薬類

#### (1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

#### (2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

##### ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

##### イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

##### ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

### 4 毒物・劇物

#### (1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

#### (2) 保安体制の整備

##### ア 情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

##### イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

### 5 放射性物質

#### (1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

#### (2) 保安体制の整備

##### ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

##### イ 安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

##### ① 放射線被ばくの予防対策の実施

- ② 自衛消防体制の充実
- ③ 通報体制の整備
- ④ 関係者の教育・訓練の実施

## 第6項 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

### 1 防災空間、防災拠点の体系的整備

県及び市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

#### (1) 防災ブロックの形成

県及び市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

#### (2) 住民の避難路の確保

県及び市は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

#### (3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

### 2 都市の再開発の促進

#### (1) 土地区画整理事業の推進

県及び市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

#### (2) 市街地再開発事業等の推進

県及び市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

## 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

### 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

県、市及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

#### 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

##### (1) 機関相互の連絡体制の整備

県、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、県及び市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

##### (2) 多様な情報収集手段の整備等

県、市及び各防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

##### (3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

県、市及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電事務含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確

実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

#### (4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市及び各防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実等に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

#### (5) 市における体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、防災行政無線施設及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の設備管理に万全を期するとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビなどが普及している地域においては、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において市民にきめ細やかな情報発信を行う手段として、臨時災害FM等の活用が有効であることから、非常時の手続きについて事前に確認を行い、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

#### ○ 多久市防災行政無線系統図

《第2編 風水害対策に準ずる。》

#### ○ 主な災害情報提供のツール

《第2編 風水害対策に準ずる。》

#### (6) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた。

## 2 情報の分析整理

県、市及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

県及び市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等  
《第2編 風水害対策に準ずる。》

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

県、市及びその他防災関係機関は、地震災害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

市は、防災関係機関に対し、地震災害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

**第2項 防災活動体制の整備**

1 職員の体制

(1) 職員の参集体制の整備

ア 緊急参集職員の確保

市は、市内に居住する職員の中から災害発生後緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

イ 24時間体制の整備

市は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため宿日直による24時間体制の的確な運用を進めるとともに、大規模な災害が予想される際には、初動対応を行う職員の前日からの待機等といった弾力的な対応を検討する。

ウ 連絡手段の整備

市の幹部職員は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努めるものとする。

エ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる各課長級と班長となる課長及び課長補佐・係長級の職員は、各対策部及び各班が実施すべき業務についてあらかじめ要領などを定め所属職員に周知徹底を図るものとする。

また、大規模な災害が予想される県災害情報連絡室の設置時には、県の幹部職員及び緊急初動班員に対し、事前に周知を行うとともに各自の役割についての確認に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

各防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に構すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行ない、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、県及び市、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災地方公共団体への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 2 災害対策本部等の整備

### （１） 災害対策本部等

市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図るための措置を講じる。

さらに、地震により本庁舎等が使用できない場合に、代わりに災害対策本部等を設置する施設をどこにするかあらかじめ決定しておく。

### （２） 食料等の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

### （３） 非常用電源の確保

市は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め平常時より、非常用電源施設の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。他の防災関係機関も、これに準じるよう努めるものとする。

### （４） 非常用通信手段の確保

市は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。

## 3 防災拠点施設の整備

市は、地震災害の発生時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

### 【防災拠点の主な機能】

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

## 4 コミュニティ防災拠点(防災拠点避難施設)の整備

市は、住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

【コミュニティ防災拠点の主な機能】

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティ拠点）
- 避難所としての広場
- 非常用電源の整備（太陽光発電、蓄電設備等）
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

5 道の駅防災拠点の整備

国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

6 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7 業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

8 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

9 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿

営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

### 第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

各防災関係機関は、広域的にかつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結にあたっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

#### 1 市町村間の相互応援

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

#### 2 防災関係機関等との応援協定

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間企業等との協定の締結を推進する。

#### 【現在締結している協定】

《第2編 風水害対策に準ずる。》

### 第4項 応急復旧及び二次災害防止活動

#### 1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県、市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について

あらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 2 資機材等の確保

県、市及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努める。

県、市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 3 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

# 第5項 救助、医療、救急活動体制の整備

## 1 救助活動

消防署及び市、県警察、自衛隊は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

## 2 医療活動体制の整備

### (1) 医療応援体制の整備

市、消防署及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

### (2) 市における災害時医療体制の整備

市は、地域災害医療センターの多久市立病院を中心に、消防署及び医療機関の連絡体制についての計画の策定に努める。

### (3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

### 3 消防活動体制の整備

#### (1) 火災防止の啓発

市及び消防署は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

#### (2) 消防施設等の整備強化

市及び消防署は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

#### (3) 市及び消防署は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### (4) 救急搬送体制の強化

消防署は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

## 第6項 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

### 2 道路輸送の確保

#### (1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、警察署は、緊急輸送道路について道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化に努めるとともに、県警察は警察署と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

#### (2) 関係機関との協力関係の構築

道路管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

#### (3) 緊急輸送体制の整備

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

この際、市は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

#### (4) 沿道建築物の耐震化

県及び市町は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。

特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

#### (5) 運送事業者等との連携

県及び市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

## 第7項 避難収容及び情報提供活動

### 1 市の避難計画

#### (1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

#### (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

#### ア 指定緊急避難場所

##### ① 指定基準

市は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の解放を行うことが可能な管理体制を有するものをするものとする。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

#### イ 指定避難所

##### ① 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達の確保にと止めるものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

※指定緊急避難場所及び指定避難所に関しては、防災計画資料編に添付

##### ② 機能の強化

《第2編 風水害対策に準ずる。》

#### (3) 避難路及び誘導体制

ア 市は、住民の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援

者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選定

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定(略)

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

エ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

カ 県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

キ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、市の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

#### (4) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

#### (5) 避難所生活上必要となる基本的事項

##### ア 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

##### イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

##### ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設

の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 要配慮者に配慮した対応

避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車内など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ 市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 広域避難体制の整備

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することに ついても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を

含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

### 3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

#### (1) 学校等

##### ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震災害時における園児、児童・生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

##### イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

#### (2) 病院等

##### ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防署への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

##### イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設

##### ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

##### イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

#### (4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。

#### (5) 県、市による指導等の充実

県、市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言を行うものとする。

市は、義務教育学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 4 応急住宅

#### (1) 建設資材の調達

県、市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備

する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模地震が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

県、市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居者選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県及び市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5 被災者支援体制の整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

## 第8項 避難行動要支援者対策の強化

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県及び市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

《地域安心システムのイメージは、第2編風水害対策に準ずる。》

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じ

た場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にあるもののうち、以下の要件に該当する者とする。

【避難行動要支援者の名簿登録要件】

- ① 要介護認定を受けている者
- ② 身体障害者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- ⑥ その他市長が特に必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

ウ 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとするその際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

オ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

カ 地域全体での支援体制づくり

市は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

キ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市、消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連

携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### ク 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

## 2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

### (1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するとともに、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### (2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

### (3) 地域の連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

### (4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 県、市の支援

県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

3 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、要配慮者の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

県、市は、避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市は、要配慮者及び避難行動要支援者を指定避難所から福祉避難所へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

## 第9項 帰宅困難者への対策

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

## 第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

地震災害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、県及び市は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をは

じめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

## 1 確保の役割分担

### (1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家庭の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

### (2) 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

### (3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

## 2 備蓄方法等

県及び市は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

## 3 食料・飲料水

### (1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

#### ア 精米、乾パン

市は、災害時における精米、乾パン等を確保するための計画を策定し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

#### イ その他の食料

県及び市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達を整備する。

### (2) 飲料水の供給

市及び水道事業者は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水（１人１日３リットル）の確保に努め、給水タンク車、ポリ容器などの必要な資機材の整備を図る。

また、市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。

#### 4 生活必需品

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

#### 5 医薬品

市は、多久小城地区医師会、多久小城地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

### 第11項 防災訓練

広範囲かつ同時に発生する地震災害に対して被害を最小限に食い止めるためには、この計画を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と市民等の間における連絡調整体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行なうにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### 1 県

##### （１）総合防災訓練

ア 大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の

協力、連絡体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

イ 訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行なうものとする。また、必要に応じて他県との広域的応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- ① 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- ② 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（避難行動要支援者を含む。）、救助、救急
- ③ 地域住民による初期消火、消火、科学消火、林野火災
- ④ 避難所設置、給水、炊き出し
- ⑤ 交通規制、道路等の障害物除去、応急架橋、無線通信
- ⑥ 上下水道施設復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧
- ⑦ 救援物資緊急搬送及び受入れ・仕分け等

ウ 実施の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

## 2 市

市は、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行なうものとする。訓練の実施にあたっては、国、県、他の市町、消防署、消防団、警察署及びその他の防災関係機関等と連携して行うよう努める。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連絡体制の確立を図るものとする。

## 3 消防署・消防団

消防署・消防団は相互協力を図り、自主的に次の訓練を実施する。

- ア ポンプ車及び小型ポンプの操法訓練
- イ 文化財防火訓練をはじめ、様々な火災を想定した火災訓練
- ウ 医療機関、社会福祉施設等における消火、避難、救助、救急訓練

## 4 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

## 5 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

### （１）事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

### （２）自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防署の指導を受け、訓練を実施する。

### （３）市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努める。

## 第12項 災害復旧・復興への備え

### 1 災害廃棄物の発生への対応

#### (1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### 【地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- ④ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ⑤ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑥ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑦ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑧ 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 市民への広報（分別排出、仮置場などについて）

#### (2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### (3) 建物の耐震化等

県、市、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震災害により生じた廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

#### (4) 大量に生じた災害廃棄物への備え

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

#### (5) アスベスト使用建築物の把握

県及び市は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

### 2 各種データの整備保存

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・

地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 3 罹災証明書の発行体制の整備

#### (1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 県

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

### 4 復興対策の研究

県、市及び防災関係機関は、住民コンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

## 第13項 複合災害対策

国、県、市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

### 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に記載された市が実施する事業について積極的な推進に努める。

#### 1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川法に規定する河川管理施設
- (13) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (16) 飲料水、井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第4節 市民等の防災活動の推進

### 第1項 防災思想・知識の普及

#### 1 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、必要に応じ災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

##### (1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

##### (2) 講習会

各防災関係機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

##### (3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

##### (4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

##### (5) 防災と福祉の連携

県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

#### 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

##### (1) 防災知識の普及・啓発等

ア 県、市及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行うものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であ

り、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (ウ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール of の取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (エ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること
- (オ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

## (2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、県、市、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

## (3) 地震対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

なお、市及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

## (4) 報道機関の活用及び協力要請

地震災害発生時における混乱及び被害を最小限に抑えるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

## (5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める

ものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。  
また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

## 第2項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防衛活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢者等の問題を抱えていることから、県及び市は、消防団の育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員への理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への加入者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

### 第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の組織化、育成を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する

#### 1 地域住民等の自主防災組織

市は、地域防災計画に自主防災組織の役割、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参加の促進に努める。

#### 【自主防災組織の活動例】

|     |                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 平常時 | 防災知識の普及<br>防災訓練<br>区域内危険箇所の把握<br>地域の安全点検<br>防災資機材の整備・点検         |
| 災害時 | 出火防止・初期消火<br>救出・救護<br>避難誘導（避難行動要支援者の援助）<br>情報の収集・伝達<br>避難所運営の協力 |

#### 2 活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

### 第4項 企業防災の促進

#### 1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、

損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

県、市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等の進めるとともに、企業による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

## 3 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

# 第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第6項 ボランティア活動の環境整備

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう平常時から環境整備に努める。

### 1 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市及び県は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくように努めるものとする。

### 2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

### 3 ボランティア活動支援機関の体制強化

県及び市は、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

### 4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

| 区 分      | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）</li> <li>・ 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）</li> <li>・ 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士）</li> <li>・ 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア等）</li> <li>・ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）</li> <li>・ 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）</li> <li>・ 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等）</li> <li>・ 無線（アマチュア無線士）</li> <li>・ 特殊車両操作（大型重機等）</li> <li>・ 通訳（語学）</li> <li>・ 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等）</li> </ul> |
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア）</li> <li>・ その他特殊な技術を有する者</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資の仕分け、配分、配送</li> <li>・ 避難所の運営補助</li> <li>・ 炊出し</li> <li>・ 清掃</li> <li>・ 要配慮者等への生活支援</li> <li>・ その他軽作業</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 第7項 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する碑石やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

## 第5節 技術者の育成・確保

県、市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、つぎのような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

| 技 術 者 名     | 業 務 内 容                                            |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 建築物応急危険度判定士 | 被災建築物の危険度の判定を行う技術者                                 |
| 建築物耐震診断技術者  | 建築物の耐震診断を行う技術者                                     |
| 砂防ボランティア    | 二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報                             |
| 防災エキスパート    | 公共土木施設や公共建築物等の被害状況の把握・通報、<br>応急対応等への助言、現地対策本部等への支援 |
| 被災宅地危険度判定士  | 宅地を調査し、その危険度を判定する技術者                               |
| 手話通訳者       | 聴覚障害者に対する手話による支援                                   |

## 第6節 孤立防止対策計画

市及び県は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

### 1 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

### 2 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

### 3 市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制

市は、市域に地震が発生した場合、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

#### 第1項 市の活動体制

市は、市域に地震が発生した場合、又は地震に関する速報等の伝達を受けるなどその発生の恐れがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

##### 1 災害情報連絡室

###### (1) 設置基準及び廃止基準

###### ア 設置基準

- ① 市内で震度4の地震を観測した場合（自動設置）
- ② 市内で震度3の地震を観測し、これにより市内に被害が生じた場合で、防災安全課長（不在のときは、消防防災係長）が必要と認める場合

###### イ 廃止基準

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 災害の危険が解消したとき。

###### (2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

###### (3) 構成及び配備要員

防災安全課、情報収集が必要となる課で構成し、災害情報連絡室の要員は、防災安全課長、情報収集が必要となる課の課長があらかじめ選任した者をもって構成する。

災害情報連絡室長は、防災安全課長をもって充て、防災安全課長が不在のときは、消防防災係長が代理する。

###### (4) 配備要員の動員

配備要員は、災害対策連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは各警報の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

###### (5) 勤務時間外の通報連絡

警備員は、県からの警報又は災害発生の情報を受信したときは、直ちに電話等により防災安全課長、消防防災係長、防災安全課員に連絡する。

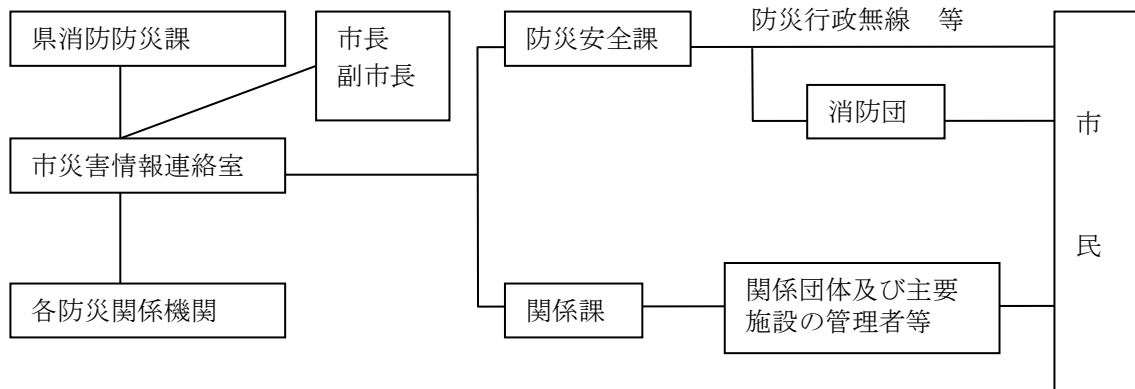
###### (6) 体制

「災害情報連絡室」は、予想される災害の種類、規模等に応じて、次の体制とする。

【配備体制】

| 種別      | 配備内容                                         | 配備時期                                                  |
|---------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 災害情報連絡室 | 防災安全課長を室長とし、関係する課の要員を充て、情報連絡活動を円滑に行う体制を構築する。 | 1 各警報が発令され、災害が発生する恐れがある場合<br>2 異常現象等により災害が発生する恐れがある場合 |

【組織体制】



2 災害対策本部（以下「本部」という。）

（１） 設置基準及び廃止基準

ア 設置基準

- ① 市内で震度５弱以上の地震を観測した場合（自動設置）
- ② 市内で震度４以上の地震を観測し、これにより被害が生じた場合で、市長（不在のときは、副市長、防災安全課長）が必要と認める場合

イ 廃止基準

- ① 予想された災害の危険が解消したと市長（不在のときは、副市長、防災安全課長）が認めたとき。
- ② 災害発生における応急措置が概ね完了したと市長（不在のときは、副市長、防災安全課長）が認めたとき。

（２） 所掌事務

市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

（３） 設置場所

市役所庁舎３Ｆ「防災安全課」に置く。ただし、災害の規模が大きい場合は、市役所庁舎４Ｆ「大会議室」に置く。

（４） 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、防災安全課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

（５） 組織

災害対策基本法第２３条の規定による本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

《第２編 風水害対策に準ずる。》

（６） 各部・各班の分掌事務

《第２編 風水害対策に準ずる。》

（７） 現地派遣隊

災害対策本部長（市長）は、必要があると認める場合は、現地派遣隊を編成し、災害現場

に出動して対策を講ずる。

(8) 配備体制及び配備要員

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、本部長（市長）が定める。

【配備体制】

| 第1配備（出動体制）                                         | 第2配備（非常体制）                      |
|----------------------------------------------------|---------------------------------|
| 庁内各課、係及び各委員会の要員をあて事態の推移により速やかに第2配備体制に切り換えることができる体制 | 各関係機関職員の全員をあて状況により直ちに活動を開始できる体制 |
| 局地的に甚大な被害が発生した場合                                   | 市内全域に甚大な被害が発生した場合               |

【配備要員】

| 対策部名     | 対策班名    | 第1配備   | 第2配備   |
|----------|---------|--------|--------|
| 各対策部     |         | 部長・副部長 | 部長・副部長 |
| 総務対策部    | 総務班     | 4名     | 全員     |
|          | 調査広報班   | 1名     |        |
|          | 渉外・経理班  | 1名     |        |
|          | 支部対策班   | 1名     |        |
| くらし対策班   | 被災者支援班  | 1名     |        |
|          | 環境対策班   | 2名     |        |
|          | 要援護者対策班 | 1名     |        |
|          | 健康対策班   | 1名     |        |
|          | 給水班     | 1名     |        |
|          | 医療班     | 1名     |        |
| まちづくり対策部 | 支援物資班   | 1名     |        |
|          | 施設維持班   | 各施設1名  |        |
|          | 応急対策班   | 2名     |        |
| 教育対策部    | 文教対策班   | 1名     |        |
|          | 応急教育班   | 1名     |        |
| 支部       | 各支部     | 各支部2名  |        |

注 配備要員の人員は、必要に応じ本部長が増減することができる。

(9) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

#### ア 配備の伝達

配備要員の動員は、次により伝達する。

- ① 勤務時間中は、総務対策部総務班が庁内放送、電話及び防災メール等を通じて伝達する。
- ② 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、防災メール、電話、その他最も迅速な方法により、次の系統に従い伝達する。

《時間外の連絡体制は、第2編風水害対策に準ずる。》

#### イ 非常連絡員

《非常連絡員は、第2編風水害対策に準ずる。》

#### ウ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、第2配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは市内に地震災害が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

#### (10) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。

- ・ 余裕のある他の班から応援を求める。
- ・ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町村に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

#### (11) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 3 緊急初動班の設置

#### (1) 緊急初動班の設置

勤務時間外において、地震災害により電話が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、災害対策本部統括の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務対策部総務班長（消防防災係長）をもってあて、臨機に対応する。緊急初動班長は、災害対策本部統括と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

#### (2) 緊急初動班要員の確保（電話途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度5弱以上）を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後1時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね20名を確保する。

#### (3) 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

#### (4) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

##### ア 通信機材の確保

- ① 防災行政無線の稼動確認
- ② 携帯用テレビ、ラジオの調達

##### イ 情報の収集

- ① 警察署、消防署、市民その他からの情報収集
- ② テレビ、ラジオによる情報収集

- ③職員が登庁時に集めた情報の収集
- ウ 関連施設の点検報告
- エ その他緊急に必要な事項
  - ①県への連絡
  - ②各対策部長及び配備要員の確保
  - ③本庁舎の電気、給水施設等の点検

## 第2節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市及び防災関係機関は、気象庁が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

### 第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

#### 1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上の揺れがを予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

#### 【気象庁震度階級関連解説表（一部）】

| 震度階級 | 人の体感・行動                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 0    | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      |
| 1    | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             |
| 2    | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                |
| 3    | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 |
| 4    | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           |
| 5 弱  | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   |
| 5 強  | 大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                       |
| 6 弱  | 立っていることが困難になる。                                              |
| 6 強  | 立っていることができず、はわないと動くことができない。                                 |
| 7    | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。                              |

## 2 地震情報の種類、発表基準とその内容

| 地震情報の種類        | 発表基準                                                                                                                                | 内容                                                                                                                                              |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | ・震度 3 以上                                                                                                                            | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。                                                                                     |
| 震源に関する情報       | ・震度 3 以上<br>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）                                                                                               | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。                                                                    |
| 震源・震度情報        | ・震度 1 以上<br>・津波警報・注意報発表<br>または若干の海面変動が予想された時<br>・緊急地震速報（警報）発表時                                                                      | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上の観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図        | ・震度 5 以上                                                                                                                            | 観測した各地のデータをもとに 250m 四方毎に推計した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。                                                                                                |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合                                                                                              | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点事に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）                                                            |
| 遠地地震に関する情報     | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※<br>・マグニチュード 7.0 以上<br>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合<br><br>※国外で発生した大規模噴火を覚地した場合にも発表することがある | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。<br><br>※国外で発生した大規模噴火を覚地した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表                     |
| その他の情報         | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等                                                                                                       | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。                                                                                             |

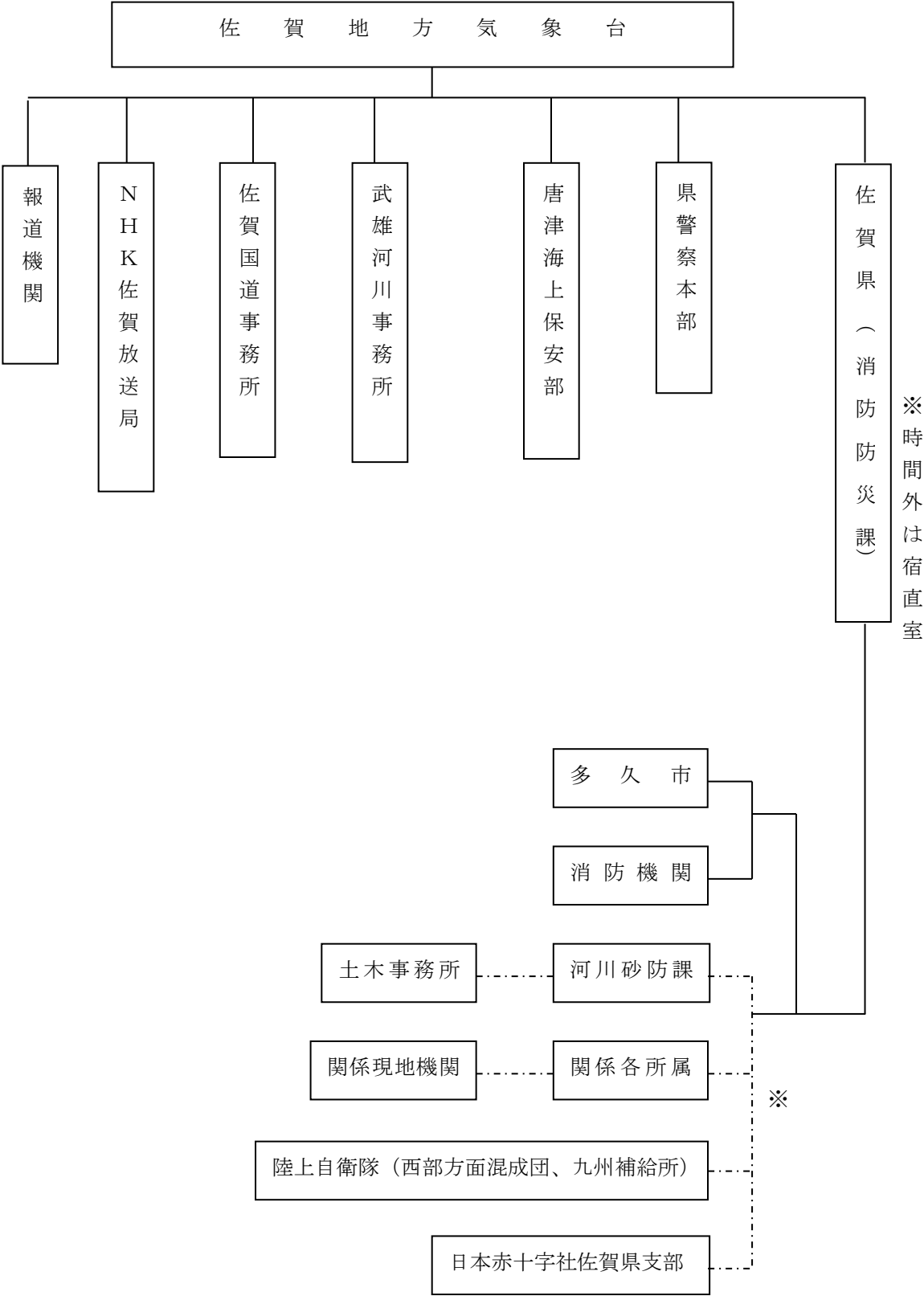
### 3 地震活動に関する解説資料等

| 解説資料等の種類                | 発表基準                                                                                                              | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震解説資料<br>(全国速報版・地域速報版) | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表<br>・津波警報・津波注意報発表時(遠地地震による発表時除く)<br>・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報情報を取りまとめた資料<br>・地震解説資料(全国速報版)<br>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料<br>・地震解説資料(地域速報版)<br>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料                                                                              |
| 地震解説資料<br>(全国詳細版・地域詳細版) | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表<br>・津波警報・津波注意報発表時<br>・(担当地域で)震度5弱以上を観測<br>・社会的に関心の高い地震が発生                | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。<br>・地震解説資料(全国詳細版)<br>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料<br>・地震解説資料(地域詳細版)<br>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある。) |
| 地震活動図                   | ・定期(毎月初旬)                                                                                                         | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料                                                                                                                                                                                             |
| 週間地震概況                  | ・定期(毎週金曜)                                                                                                         | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料                                                                                                                                                                                                                                         |

## 第2項 情報の伝達

地震に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

### 【地震に関する情報の伝達】



※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

### 第3項 関係機関による措置事項

#### 1 気象台

##### (1) 地震に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察本部、唐津海上保安部、NTT西日本、NHK佐賀放送局等に通知する。

#### 2 県

##### (1) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市及び消防機関に通知するとともに、関係部(局)及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

##### (2) 近地地震に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係部(局)及び関係する防災関係機関に通報する。

##### (3) 地震災害に関する重要な情報の伝達

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れなど)について、佐賀地方気象台、市、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係部(局)、関係する防災関係機関に通報する。

##### (4) 防災関係機関等への地震に関する情報の送信方法

市、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

#### 3 警察署

##### (1) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れなど)について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通報するものとする。

#### 4 市

##### (1) 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム(J-ALERT)で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに防災行政無線(戸別受信機を含む。)等により市民等へ伝達する。

市民への情報伝達に当たっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

##### (2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れなど)について、県、警察署及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

#### 5 消防機関

##### (1) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れなど)を収集又は入手したときは、これを市、県(消防防災課又は宿直室)及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

### 第3節 災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関は、地震災害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に連絡するものとする。

また、県、市は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

#### 第1項 収集する災害情報の種類

市が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

##### 1 画像情報

- (1) 震度ネットワークシステムの情報
- (2) 画像伝送システムによる情報
- (3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- (4) 電子メールによる情報

##### 2 主要緊急被害情報

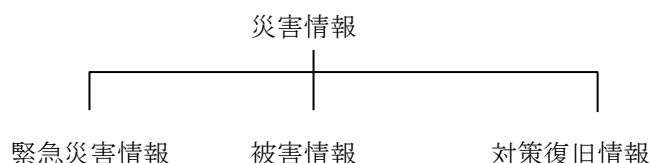
- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ搬送された負傷者の状況
- (4) 119番通報が殺到する状況 等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- (1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- (2) 住家被害
- (3) ライフライン被害
- (4) 公共施設被害
- (5) 農林、商工被害（企業、店舗及び観光施設等の被害） 等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- (1) 応急対策の活動状況
- (2) 災害対策本部の設置、活動状況等



#### 第2項 災害情報の収集、共有

##### 1 災害情報の収集

市は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

##### (1) 参集途上職員による緊急災害情報の収集

職員は、参集途上中にデジタルカメラや携帯電話（カメラ機能付）で周囲の被災状況を撮影し、参集後、所属の長に報告する。報告を受けた所属長は、防災安全課長（災害対策本部統括）に撮影された映像を添付し報告するものとする。

(2) その他の機関からの情報

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

(3) 情報の共有

国、県、市その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

### 第3項 災害情報の連絡

市は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

県は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

国から「防災画像情報の相互提供に関する協定」により提供された画像情報は、「防災画像情報の相互提供に関する申し合わせ」により、必要に応じ県（現地機関を含む）、市、消防本部（佐賀広域消防局含む）及び県警察本部へ配信する。

《情報収集・連絡系統図は、第2編 風水害対策に準ずる。》

### 第4項 被害状況等の報告

県、市及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

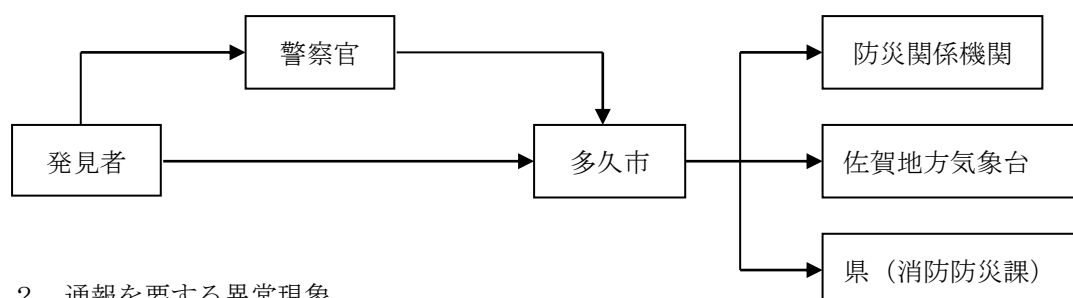
| 種 類    | 報 告 す る 情 報                                                                                                                                                                                   | 時 期                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 被害概況即報 | 緊急災害情報<br>(1) 震度情報ネットワークシステムの<br>情報<br>(2) 画像情報<br>(3) 主要緊急被害情報<br>ア 概括的被害状況<br>(人的被害、住家被害、危険物施設等<br>の被害状況、火災・津波・土砂災害等の<br>発生状況等)<br>イ ライフライン被害の範囲<br>ウ 医療機関へ搬送された負傷者の状況<br>エ 119番通報が殺到する状況 等 | 災害の覚知後直ちに           |
| 被害状況即報 | 被害情報<br>人的被害、住家被害、ライフライン被害等<br>対策復旧情報<br>(1) 応急対策の活動状況<br>(2) 災害対策本部の設置、活動状況                                                                                                                  | 逐次                  |
| 災害確定報告 | 被害情報<br>人的被害、住家被害、ライフライン被害等<br>対策復旧情報<br>(1) 応急対策の活動状況<br>(2) 災害対策本部の設置、活動状況                                                                                                                  | 応急対策を終了した後<br>20日以内 |

- (2) 報告を必要とする災害の基準 《第2編 風水害対策に準ずる。》  
(3) 報告の要領 《第2編 風水害対策に準ずる。》

## 第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

### 1 通報系統図



### 2 通報を要する異常現象

地震により引き起こされる現象

（地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一体の異臭 等）

### 3 通報項目

ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報

## 第4節 労務確保計画

### 第1項 実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

### 第2項 労働者の確保

地震災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力を要請を行う。

市は、労働力を必要とする場合は、直接佐賀公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

### 第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫の除去、道路等の復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救助物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く。）

## 第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市職員、市長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

### 第1項 従事命令等の種類

《従事命令等の種類と執行者については、第2編 風水害対策に準ずる。》

《従事命令又は協力命令の対象者については、第2編 風水害対策に準ずる。》

### 第2項 損害補償（災害対策基本法第84条第1項）

市長が発する従事命令により、災害救助措置及び災害救助に従事した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

## 第6節 自衛隊災害派遣計画

地震災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、市民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、市長は、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

### 第1項 災害派遣の要請の依頼

### 第2項 自衛隊の活動範囲

### 第3項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

### 第4項 活動用資機材の準備

### 第5項 経費の負担

### 第6項 撤収手続

《上記の項目については、第2編 風水害対策に準ずる。》